

平成31年3月14日（木）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
--------	------	----	------

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、傍聴にお越しいただきました皆様方、早朝よりありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、ただいまから一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

13番 堀武君の発言を許します。

堀君。

○13番（堀 武君） おはようございます。

堀武、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、今回は5題ありますけれども、端的に簡潔に述べていただければそんなに時間のかかるものではないと思っておりますし、質問の意味がわからなければ反問権があるものですから、どうぞ反問権を使って問うてください。あくまでも質問の答えは明確にわかるように、長くしていただく必要はないものですから、時間のロスのないようにお答えをいただければ結構だと思います。

以上、質問席にて質問させていただきます。

本庁舎の宿直に関しては、過去にその問題点を行政側にたしか問われた、私ではないと思いますけれども。それに対する答えというのが、現状維持というような形であったように思われますけれども、職員の間ではその辺のことでの改善及び不満の声が聞こえております。

その点において、この宿直体制に対して改善の意思があるのか、そしてまた問題点をどのように把握しているのか。これに関して言えば、即それに対してできるとかいう答弁は求めませんが、その問題点を把握して、どのような対処の仕方があるのか、御検討をされる意思があるのかどうかという点を重点的に質問したいと思っております。御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

ただいま堀議員の御質問をいただきましたので、これよりお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、宿直あるいは日直業務に関しては、職員より多くの意見が寄せられて

いるところでございます。特に、宿直業務の業者委託に関しては、近隣市町の状況も踏まえながら、そのメリット・デメリットを見きわめているところでございます。

職員が任務に当たっている現在の宿直業務は、夜間においても極力市民の皆様のニーズにお応えができるように、行政サービスを維持することが重要と考えて行っているところでございます。夜間電話の電子案内化とか、あるいは各種届けの提出についての受け取りのみの事務とか、あるいは緊急時の担当課長への連絡などなど、いろいろあります。現在、宿直業務として行われている行政サービスとのバランス、さらには業務委託による費用対効果など、さまざまな条件を詳細に検討し対応できる体制を整えなければなりません。これには、何より市民の皆さんの御理解がなければなし得るものではないと考えております。

少し過去を振り返ってみますと、過去の宿日直業務については、瑞穂市誕生後、穂積庁舎、巢南庁舎でそれぞれ宿日直業務を実施していたところですが、まず改革第1段階として巢南庁舎の宿直を廃止し、第2段階として巢南庁舎の日直を廃止したところでございます。そして、第3段階として夜間の死亡届の受け付けの改革として、電話、ファクスにて火葬時間や霊柩車送迎時間等の予約ができるようにし、翌日朝に届けることができるよう市民や業者へも周知し、宿直者への市民業者への軽減を図っているところでございます。

今後、調査研究を進め、働き方改革あるいはワーク・ライフ・バランスの観点からも、慎重に改善を進めていきたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 部長の答弁では、検討をいろいろされているということですが、こんなお話をするとちょっとまずいかもわからんですけど、部長自身も今期をもって定年をお迎えになられるということなものですから、そういう形では後輩に今のことを正確にお伝えして、そしてそれを早急に検討し、市民に納得できるような形、特に今言われた費用対効果の面ですと、職員の負担と、それからそのメリット・デメリットに対して早急に答えを出して市民の方に提示して、職員が不必要な負担にならないような形でやっていただきたい。職員間の平等なる責任の範囲というのは、偏ったような形ではまずいものですから、その辺のことを重々に部長自身が伝達してやっていただきたいと思っております。以上、この件についての質問は終わらせていただきます。

次に、公衆無線LANの設置についてですけれども、国の補助金を利用して公衆無線LANを設置するということですので、瑞穂市が負担する予算と、それからなぜ絶対に必要な緊急性を要するものであるかということを具体的に答弁していただきたい。端的にわかるように教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 皆さん、おはようございます。

今、堀武議員からありました公衆無線LANの設置についてでございます。

新年度予算で計上している公衆無線LAN設置工事費は1億1,199万6,000円であります。その工事費のうち、2分の1の総務省からの国庫補助5,599万8,000円を歳入として計上しています。

現在、瑞穂市では各教室の電子黒板や特別支援教室のタブレット学習を初めとしまして、教育用ICT機器を順次導入しております。2020年度から順次実施されます小・中学校の新学習指導要領においては、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に学習の基盤となる資質・能力と位置づけられています。各学校において、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境整備を整えること、そしてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されております。加えて、小学校においてはプログラミング教育が必修化されるなど、児童・生徒を取り巻くICT教育環境は大きく変化しております。

また、災害のほうに話を変えますけれども、近年の突発的な大雨による洪水や大地震など、いつ何どき災害に襲われるかわからない状況の中で、指定避難所となっている小・中学校は被災者を滞在させるために必要な施設であります。救援物資の受け入れやけが人の処置等、さまざまな対応が必要となっております。それと同時に、情報収集や安否確認等、今では欠かすことのできないICT機器、いわゆるスマートフォンの利用は避難者にとって必要不可欠となります。

2011年の東日本大震災におきまして、携帯基地局が機能不全に陥り、また一気に通信が集中することから制限がかかりまして、情報収集や安否確認に混乱が生じました。これを契機に、2016年の熊本地震では、被災者の通信環境を確保する取り組みが実施されております。

その取り組みが2つありますけれども、1つは通信会社の「00000 JAPAN」、これファイブゼロ・ジャパンというものですが、Wi-Fiを携帯会社が開放するんですね。その契約者以外に無料開放する取り組みでございます。もう一つは、地方自治体が持っている、管理している建物の無料で提供しているWi-Fiを利用するというので、こちらのほうも開放するということですね。熊本地震におきましては、これらを利用することによって避難住民の情報収集や安否確認などに役立つことになったということです。

今回の学校につける公衆無線LANの整備におきましては、2020年度からの新学習指導要領の実施に向け、通常時はICT機器を活用した学習活動に利用します。電子黒板の導入やタブレット機器の導入だけではなく、ネットワークの整備が大変重要でございます。現在の学校に張りめぐらしてある回線ですが、これを設計し直し、新たなネットワーク環境の構築が急務ということがございます。

災害時には、避難した瑞穂市民の情報収集や伝達手段の確保は必要不可欠であり、避難場所でのWi-Fi環境は多いにその力を発揮すると考えております。よって、総務省の補助を有効に活用し整備するというところでございます。災害はいつ何どき起こるかわかりません。大規模地震が起こるとも言われております。昨日も地震があったことでございます。よって、災害への対応に関しても早く整備するものと認識しております。

また、今回の整備に伴う公衆無線LAN環境整備支援事業は、2019年度、来年度をもって終了する事業でありますので、好機を逃さずこのタイミングであるからこそこの補助金を有効に活用したいという思いがありますので、何とかお認め願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 来年度までで、今年度で緊急的にやったような感じにとられるんですけども、過去のことは余り言いたくないんですけど、Wi-Fiを入れることについての災害時の必要性和云々に関しては非常に論点の、過去にはあったということを記憶しております。

今回、1億1,000万のお金をかけて各学校で体育館に入れるという件に関しては、その工事費等に関してはよくよく精査していただきたい。ならば、本当にこの1億1,000万が精査した金額がどうかということに関してはもう少し検証する必要はありますし、来年度で終わる国の補助予算というのならば、それ以上は追及はしませんが、本来、補強工事等が2学校、たしか残っているというようなお話を聞きますと、緊急時に対する耐震性及びその辺の問題点を教育次長が言うならば、その補強工事こそ緊急的な対処ではないかと私は思うわけでありまして。

だから、その辺のことを含めて、よくよく精査した予算の執行をさせていただきたいと思っております。その辺のことを要望して、この質問は終わらせていただきます。

次に放課後児童クラブ、タクシーで送り迎えの件ですけれども、放課後児童クラブで待機児童が発生している3小学校の児童を受け入れることができる2小学校にタクシーで送り届ける支援を始めるとあるが、そのようにならないための努力とか、そういうようなことが起きた原因と、それから私は思うのですけれども、放課後児童クラブには最初は3年生までだったと思っております。その後、兄弟がいるからという形で4年生から6年生までを一緒にというような形で進んできたことだろうと思っております。

だから、それが6年生まで放課後児童クラブを受け入れる体制という形がどのようにとられているのかということに関して、非常に危惧する点があります。教育長がきのうの答弁されたのを聞いていますと、無制限にすると、6年生まで全部受けるような体制になってしまえば、これは1年から6年生まで全員受け入れるような形になれば非常に問題点が出るような気がしま

す。これは極端なことを言っているんですけども、それに近いような形の受け入れ体制というのが国の方針と言うならば、非常にそれは危惧をします。

その辺のことで、このタクシーで送り迎えをするということを安易に決められたんですけども、タクシーに乗って送り迎えをされるということを知らない市民が聞いた場合に、何を甘えているんだと、いろいろなことを言われる危険性というのは多分にあると思う。そして、全然面識のない児童と一緒に時間を過ごすということに、それは子供さんですぐなれることだろうとは思いますが、やはり世間の目というのは厳しいものがあると思う。だから、その辺のことも含めてどのように考えているのか。タクシーで送り迎えをするというのを簡単に新聞紙上で大きく載っていたんですけども、これに関して言えば、一般市民の方から見れば甘えているんじゃないかというような声も当然起きてくることだろうと推測されます。

だから、その辺のことでこれに関してどのように考えて、どのように対処して、今後に関して言えばこの放課後児童クラブそのもののあり方ということも含めて、端的に御答弁願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 放課後児童クラブのほうでございます。

利用の状況がふえています。人数がふえているということです。核家族化や夫婦共働き世帯の増加に伴いまして、年々放課後児童クラブの利用を希望する方が増加しております。

そのため、教育委員会では増加する放課後児童クラブ利用希望者に対応しまして、できるだけ多くのお子さんを受け入れできるようにするため小学校内に、または小学校の近くで平日に受け入れできる場所がないか常に探してきておりました。

穂積小学校と本田小学校においては、校舎だけではなく体育館のミーティングルームも活用できないかということで検討してきました。敷地内であるので、安全面において申し分ありません。消防法の問題や、換気とか空調等の空気環境の問題も検討してきました。指導員等の人材確保がネックとなりました。指導員やサポーターの確保をするために、広報「みずほ」等で毎回募集を続けてきましたのも事実です。結果的に、人の確保ができず年度当初に、今回、4月に放課後児童クラブの待機児童が出るということになりました。

平成31年度の放課後児童クラブ利用希望者の受け付けは、12月10日から20日まで行いました。その結果、3つのクラブ、本田小、穂積小、南小、こちらで定員を超える申し込みがありましたが、その反面、定員に満たない受け入れに余裕があるクラブもありました。こちらは西小と中小です。

先ほど申し上げましたが、指導員やサポーターの確保ができれば校区を越えることなく受け入れることができましたが、西小、中小には余裕がありますので、他自治体も実施している安全に送り届けることができるタクシーによる送り届け事業を補完のために準備していました。

補完のためというのは、全体の努力をさせてもらった結果、万が一準備ができなかった場合はということでございます。

今回、予算計上のときにそちらのほうがクローズアップされたということがございますが、こちらのタクシー事業は、本当はそれはないほうがいいです。当然、学校の中、そしてから学校周辺で受け入れてあげるといことが私どもも教育委員会としても願っているところです。

以上でございますが、今回苦肉の策ということで、保護者の方には有効な一つということで、中にはどうしても預かってもらいたいという人がいるんですね。こういう状況でございますということで話をさせてもらいました。最後の手法として、タクシーの送り届けがありますかどうかという話をさせていただいて、やっぱりどうしてもそのタクシーでもお願いしたいということが、少数人数ですが見えましたので、そちらの方にとっては助かったということもありますので、できるだけこの制度はなく、学校とか体育館とか、敷地の中でとか、そういう長期的な計画を、保育所整備計画のようなものの放課後児童クラブのような長期的な計画を立てたいというふうには思っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私がなぜこのようなことを言いたいというのは、福祉その他に関して言えば、本当に困っている方を優先的に考えるべきであって、ある程度の我慢できることは我慢をしなければならないということを実感していただきたい。父兄の方にもそうですけれども。

というのは、学校教育の現場でも障害のある子とか適応のできない子だとか、いろいろな方が学校の授業が終わった後に帰らなければならないと。そのような方のために優先的にいろいろ対処するということは必要だと思うんです。そうでない、ただ単に父兄の方が勤めに行って、高学年の子が家におるのが云々ということならば、やはりそれに関しては、昔のことを言うつもりはないですけれども、その辺のことを含めて対処するような形をとっていただきたい。それが瑞穂市のこれからの将来的なあり方だろうと思う。一番困っている人を優先的にどう対処して、そして住みやすい環境をつくる。教育環境も同じですけれども、福祉環境。だから、そのような形で我慢をするという形も教育現場では必要だということを実感していただきたいと思います。

では次に、認知症支援についてお尋ねをしたいと思っております。

徘徊をされる認知症の方の介護には、家族の皆さんの大変さが目に浮かぶようであります。現在、瑞穂市での徘徊をされている認知症の方を把握されていますか。その方のサポートはどうなっておりますか。

また、傷害保険があり、他市町では行政が肩がわりをしておると聞き及んでおりますが、当市では対応されているか、ちょっとお答えを端的にお願いしたいと同時に、徘徊という言葉自

体が認知症の方に対する失礼な言葉だということを新聞紙上では書いてあるように、それが徘徊以外の言葉であればちょっと教えてほしいなあと思いますけれども、それぐらいに人権に関して言えばその辺の問題点が徘徊という言葉にあるような私も気がするものですから、その辺でわかる範囲でそれは結構ですけれども、以上の点についてどのように対処をされているか、端的にお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいま堀議員のほうから御質問のありました、認知症の施策等々でございます。

まず認知症云々とお話をするときに、例えば認知症は何もわからない人、あるいは異常な人といった、先ほどもお話がありました偏見のような形で見るというところが、まだまだ諸所の啓発等々が必要であるというふうに考えております。

そういった点を踏まえまして、お話のあった徘徊という言葉のかわりになるような言葉というところでございますが、現在のところどれが適切かというところが私どももしっかり把握しておるところではございません。

こういった方々の初めの御質問の中での把握というところでございますが、正確な数字は残念ながら把握をしておりません。しかしながら、昨年策定をいたしました高齢者生き生きプランの中では、平成30年、今年度についてはおよそ1,400人強、またこれが5年後になりますとおよそ1,700人強というところになるというふうに推計をしておるところでございます。

続いて、そういった方へのサポートというところでございますが、実際に行方のわからなくなったというような場合については、御承知のとおり行政の防災無線であるとかメール配信によって市民の方に情報提供をして、発見について呼びかけております。

ふだんの活動といたしましては、当然、お一人お一人については介護保険のサービスを使っただけということがございますが、それより前の段階においては軽度認知障害の把握というところで、私どもの総合センターあるいはサロンに出向きまして、そういったチェックリストのようなもので認知症に至るかどうかというところの把握はしておるところでございます。

そういった結果が出てまいりますと、私どもが介護保険でお願いをしております地域包括支援センター、あるいは在宅介護支援センターといったところの相談員等々が御自宅に訪問をしていろいろ相談に乗っていると。それがまた介護サービスのほうにつなげていくというようなほうにさせていただいております。

この計画につきましては、3年ごとのローリングでございますので、また新しい事象、あるいはこういったお話がありましたら、そういった場で議論をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

失礼いたしました。最後にお話のありました傷害保険でございますが、全国的には御承知の

とおり愛知県の大府市や神奈川県の大和市で皮切りに、東京都葛飾区、中野区、神戸市などで始まるようでございます。また、近隣につきましては本巢市さんのほうで昨年12月の議会の一般質問でも御答弁をされておりましてとおり計画があるようでございます。

そこで、私どもも概要等々をいろいろお尋ねいたしましたが、結果的には今年度の当初予算には上げていない状況でございます。これにつきましては、傷害保険の保険料については全額市町の負担であるということと、鉄道事故を皆さん想定してみえますが、その鉄道事故に限るのか否かというところはまた詰めていかなければならない問題というふうに考えております。

したがって、この件については一般的に市民の方の理解を得ることや財源、それから今後の対象者の動向などもしっかり把握していくことが必要と考えておりますので、現段階においては、新年度については動向を注視しながら、先ほど話を申し上げましたとおり高齢者生き生きプランの改定等々の時期にあわせまして考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今回の答弁で1つだけ気になるのは、部長、言いますと、市民の理解を得てというものですけれども、福祉に関してやることというのは、市民の理解は当然のことだけれども、やはり断固たる姿勢でこれはやるんだと、これは必要なんだと。だから、困っている、最低限のことはやらせていただくという強い姿勢をもって行政はやっていただきたい。何もかもあると市民の理解、市民の理解と言いますけれども、市民の理解というのを得なければならぬことと、行政が主導的に対処してこうやるんだとって理解をしていただくと、その姿勢というのは違いますから。

だから、福祉に関して言えば、そのような断固たる姿勢で、弱者に対してこのようなことをやらせていただきます、市民の方も理解してくださいと、そういうような姿勢で福祉のほうはやっていただきたいと切にお願いして、この質問は終わります。

最後に、いじめや虐待に対する取り組みについてですけど、これは前日、若井議員も質問をされておりまして。だから、今回の質問というのは教育の立場から、一番議場でこのいじめ、虐待に対して、生徒及び児童に対しての接し方が多いもんですし、その問題点の把握をされるのも学校教育現場で、言葉は悪いけど、発見されることが非常に多いと思います。

ただし、これに関して言えばモンスターペアレンツかもわからないですけれども、そのような形で父兄の方から執拗なる攻撃を受ける場合も多分にあるとは思いますが、その辺のことを含めて私は質問したいと思っております。

その趣旨は、いじめ、虐待に対する対応のまずさが社会問題となっております。児童相談所、警察署と関係機関との問題点の共有、対処はどのようにされているか。この最後については、

きのう若井議員に御答弁願ったものですから、問題点の共有、対処はどのようにされているか。教育の現場として一番僕はそこがしっかりしていれば、児童相談所、警察等々に関しても情報の提供及び共有することができると思うものですから、そのような観点でどのように考え、どのような対処を考えているのか、把握をされているのか、ちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） おはようございます。

堀議員さんの御質問にお答えしたいと思います。いじめ、虐待に対する取り組みということですが、いじめと虐待と若干これは性格が異なるものなので、分けてお答えさせていただきます。

まずいじめに対してでございます。これについては皆様、テレビや新聞でも報道で今ありますように、いじめという原因は特定されていないですけど、豊田市のほうで6年生の女の子が2人ビルから飛びおりて自死したというニュースが流れております。もし、これが本当にいじめが原因であったら本当に悲しいことでありますし、まずもって命を落とされたということに対してはお悔やみ申し上げたいと思っております。

市内の状況をお知らせします。瑞穂市におきましては、御存じのようにいじめ問題対策連絡協議会というのがございまして、弁護士の方、あるいは医師の方、あるいは校長先生等いろんなメンバーで構成して、年2回やっております。その中では現状を全て出しております。議員御案内のように、いじめ相談ポストのほうの件数であるとか内容も全て出させていただいておりますし、日々学校のほうで行っておりますいじめのアンケート、そういったもので把握した実際のいじめの状況も報告しております。

学校の中でのいじめの状況につきましては、学校から教育委員会に報告されておきまして、現状でいきますと、2月末までにいじめについては小学校で16件、中学校で20件ございます。どの学校でもこれはきちっと把握しておきまして、昨年より件数はふえています。これはいじめに対しての見方も文科省も変わってまいりましたし、私どももそれを周知することによって先生方が非常に敏感になって捉えておるとい現状がございまして。そういうふうにご理解いただいて、件数がふえたからいじめが大変ひどいんじゃないかということではないというふうには私どもも理解しておりますので、お願いしたいと思います。

また、市のほうではいじめ防止の基本方針をつくり、それに対する各学校がいじめ防止基本方針に基づいて行っております。先ほどもお話しさせていただいたように、学校のほうでは、けんかだとかふざけ合っているような状況であっても、児童・生徒が感じる被害者、被害性、そうしたところに着目して様子を見ると、いじめかどうか判断しようというようなことも出しております。教職員も、やはりいじめを発見した場合には速やかに報告するよう指導して

おるといところでございます。

また、学校では対策委員会を年2回きちっとやっておりますし、その報告も受けております。そういった中にはスクールカウンセラーも入って、実際一緒に会議を行うというような状況で行って、たとえ軽微と思われるようないじめであっても、それは事の大きい、重いではなくて全て把握して早期対応ということでやっておるところでございます。

続いて、虐待のほうでございますが、これは児童虐待防止等に関する法律に基づいて学校、市、中央子ども相談センター、それから北方警察署等と連携、協力して行っております。

議員おっしゃられるとおり、学校とか保育所というところは子供に接します。だから児童虐待を最も発見しやすい立場にある職業であるという認識をしております。児童虐待の兆候であるとか、子供の様子の変化、こういったものを把握して早期発見に努めているところでございます。

学校において虐待を受けた、あるいは虐待が疑われるような児童・生徒を発見した場合は、速やかに市の福祉生活課に報告・通告するようにしております。学校からは同時に教育委員会にも連絡が参ります。といいますのは、子ども相談センターへ通告をしていただくのは学校ではなくて、市の福祉部のほうから報告するという窓口が一本化されております。ですので、保育所からも福祉部のほうへ行きますし、学校からも福祉部のほうへ行って、そこから報告をいただいております。

そういった形で毎回何かあった場合にはやっておりますが、学校の状況につきましては、この30年度通告を受けた件数ですけど、中央子ども相談センターに相談をしたケースは11件ございます。その中で一時保護を受けた子供は3名おります。今のところ、その経過観察ということで見守っておるわけですけど、そういった状況がありまして、学校でもきちんと対応しているという状況を報告して答弁とさせていただきます。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 極端なことを言えば、いじめ、虐待も全て犯罪ですからね。いじめに関しては、その大小によって犯罪と言い切れない点も多分にあるんですけども、自殺をされたとか、いろいろそういう問題が起きたことに関して言えば、それはいじめでなくて犯罪だという認識をされる必要が多分にあるだろうと思っております。

また、父兄の方の虐待に関しては、国の法律も指導という名のもとの暴力というのは認めないという方向性を言われているように、言葉も同じことですけども、そのようなことの対処は法的な形で明確になるということをお聞きしているもんですから、そのようなことで今の教育長のずっとの答弁をお聞きしていると、瑞穂市はある程度その辺のことで対処の仕方が万全な形に近づいておることだろうと思っておりますけれども、万全ということはないもんですから、常

に身を引き締めてやっていただきたいと思っております。

私の一般質問はこれで終わりますけれども、市長、1期の4年間、本当に御苦労さまでございました。以後に関しては、また御健闘をお祈りしながら私の一般質問を終わりたいと思います。また、部長の方も3名定年になるとお聞きしておりますし、課長も早期退職を1名されるとお聞きしているものですから、本当に長い間お疲れさまでございました。また言いたいこと、大分私も言って非常に心に痛手を負っておるかもわかりませんが、お許しをくださいませ。よろしく申し上げます。以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、13番の堀武君の質問は終わりました。

続きまして、16番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちここといいます。

本日の私の一般質問で通告しました大きなテーマは1つです。瑞穂市の言葉の力についてというもので、教育委員会と市長部局と両方から御答弁をいただきます。

そのうちのまず1つ目です。教育委員会にお尋ねします。

きょうは、初め教育委員会で、後から市長部局へ質問をしますが、教育委員会には読解力、読み解く力というものをお聞きします。それから、市長部局にまちづくりについてお聞きします。両方をつなぐものは言葉の力、読解力です。

一体、読解力がどうまちづくりにつながっていくのかということです。自分でもそこまですまくいけるかとしても胸がドキドキしております。

1つ目です。教育委員会にお尋ねいたします。

2つありますが、1つ目です。来るべきAI時代に備えて、子供たちの読解力をいかに育てるか、瑞穂市の子供たちの読解力をいかに育てるかということです。

まずこれについて、市の教育委員会はどのように認識し具体的な施策をお持ちか、お聞きします。

2013年、今から6年前ですが、オックスフォード大学は現在の仕事のおよそ半数は10年から20年後には人工知能（AI）によって奪われると予測を出し、日本でも大きなニュースになりました。今から6年前に出されたものですから、もう6年たっているわけですから、今からはもう15年後ぐらいになるわけです、遅くてですね。早ければもう5年後ぐらいになるわけです。

これに2年先立つ2011年、日本の国立情報学研究所はロボットは東大に入れるかというプロジェクトを10年計画で立ち上げました。しかし、5年後には打ち切りました。断念した理由は、AIには言葉の意味がわからない。つまり、文章を読み取れない。で、東大は合格しないということで、5年で早々とこのプロジェクトは打ち切られました。

この結果を受け、そのプロジェクトリーダーであった新井紀子氏、この方は一橋大学の法学

部を出た後、アメリカの大学へ行かれて数学者になった方です。この方がプロジェクトリーダーだったわけですが、このような結果が出た後、何をなさったかという、すぐに新しいプロジェクトを立ち上げられました。これは読解力テスト、リーディングスキルテスト（RST）と呼ぶものですが、一般社団法人教育のための科学研究所を立ち上げ、中学校卒業までに誰でも教科書を読めるようにすること、これを目標にこの事業を立ち上げられました。これは新しい指導要領で英語教育、プログラミング教育、アクティブラーニングなどが取り上げられましたが、これよりも先決、優先すべき教育であるというのがこの方の出した結論でした。

つまり、今の子供たちはこのような人類未曾有の時代を生きなければなりません。瑞穂市は子供の数がふえているとってただ喜んでいただけでは責任が果たせません。こうした事態をどのように教育委員会は認識なさり、そして子供たちに、もう始めなければというか、既に遅いんですが、どのような教育を用意していくのか、いつているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以後は質問席でお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 改めて、おはようございます。

今までにない御質問を受けましたので、私も緊張しておりますが、読解力の認識と施策についてということで答弁させていただきたいと思います。

まず読解力そのものだけを取り上げて教育するということはございませんので、そういった認識でおっていただけるとありがたいと思いますし、どんな教育を用意するかということですが、基本的には国が示しております学習指導要領、これに基づいて教育を進めていくことは根幹にかかわることなので、ここから逸脱したこともできません。

ただ、その示されている学習内容について、いかなる方法で授業を考えていくかということとは各市町村や教育委員会や学校に任されておりますので、そこの工夫はできると思います。そのことについて、読解力を絡めてどのように考えていくかということをお話ししたいと思いません。

まず読解力についてですが、これは明確には出ていないんですけど、考える力を中核に据えて読む力と書く力、これを総合的に高めることが大事であると思います。この読む力とか書く力というものは、瑞穂市としてどう進めていくのかということになりますが、ここで出てまいりますのは、1つ目に「読書のまちみずほ」の推進でございます。これは昨日も御答弁させていただいておりますが、単に読書をするだけではないと。それだけでは読解力はすぐに身につくものでもないというふうに考えております。ただ、活字がふなれな子供にとって、文字になれるということは読解力を身につけていく第一歩、文字になれることが読解力を身につけていく第一歩だと思えます。つまり、これが読む力を身につけていくことにつながると考え

ます。

また、方法としまして、声を出して読む、音読をするということもとてもよい方法です。例えば、小学校の授業であえて全員に声を出させて教科書を読ませる、そういった場面を見られた方も多いかと思いますが、まさに読む力を身につけさせる方法をとっております。幼児期における読み聞かせも同様の効果はあり、そういったきっかけになると考えております。

2つ目に、方法としまして、要約する練習が必要だと思っております。まとめるということです。本に書かれてあることが何かというものを理解するためには、要約して書く必要がございます。授業において、それを当てはめてみますと、授業の最後に本時のまとめということを行います。きょう1時間、どういったことをやったかということを書板にまとめとして書きます。これを教師がやっている場面も多くありますが、授業を受けた子供がどれだけまとめられるようになるかというのは大事ではないでしょうか。教師が示すのではなく、授業で理解できた子供が中身は何ということが明確にわかっておれば、子供なりの言葉でまとめることができると思っております。そういった要約する力、これも育てることが大事ですし、今も進めてきております。

大きく2つ目には、論理的思考が大事かと思っております。物事を筋道立てて考えることが大事です。特に、書く力に結びつくと思っております。そういった点で、この論理的思考というのは大切でございます。

議員の御質問の最初の中に、読解力を身につけるほうが国が示している英語教育やプログラミング学習よりも大事だということも言われましたが、でもプログラミング学習は論理的思考を養う教育につながっていきます。ですから、こういった思考を養うことによって筋道立てる力、これが読解力に結びつくと考えれば、プログラミング学習も効果的な学習であるというふうに捉えて、今進めているところでございます。

ちなみに、きのうもお話ししましたが、穂積小学校では先進的に今プログラミング学習を行っております。本日だと思っておりますが、ある新聞社の東海教育版というところに大きく取り上げていただけましたので、またごらんいただければありがたいと思っております。

大きく3つ目には、発信する力が必要だと考えます。読解力を身につけるためには発信する力、これも必要だと思っております。読むことで理解し、書いたものをいかに相手にきちっと伝えるかということにつながります。その発信する力ということをも身につけていくためには、どんな場面でも自分自身の考えをきちっと主張できる子供に育てる必要があると思っております。

瑞穂市では、みずほ未来プロジェクトというのをやっております。これで3年目になります。子供たちがテーマを決め、調べて発表していくということで、主権者教育にもつながる中身でございますが、こういった場で子供たちがきちんと発信できる力も身につけていくことが読解力を身につける一つになると思っております。

読解力を特別なものとして考えるのではなくて、総合的に捉えて日常の学習の中で今後もき

ちっと位置づけて行っていきたいというふうに考えております。以上です。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） せんだって高校入試があった翌日に、高校入試の問題文が各新聞に出たと思います。これを見ますと、要約文ですね、今言われた。要約文の問題が3題にもふえています。私、昔、塾の国語の教師をしていまして、やめたのが15年ぐらい前だと思うんですけど、そのころ初めてこの要約文を書けというのが出て、塾では大慌てで、その学習塾でテキストにこれを取り入れました。今はもう3題も出ています。

それから、今3月ですから、4月からの学習塾の広告がたくさん出ますが、これを見ますとやっぱりそういうことが非常に大事な教育が始まるという言葉が、宣伝があります。塾はこれに対応しますみたいな宣伝になっています。

そもそも読解力というのは何だろうと思ひまして、今の御説明どおり受信する力と発信する力、まとめる力ということだと思いますが、一般的に読解力というと特別なものではないと教育長さんが言われました。本当にそのとおりで、特別なものじゃないわけですね。例えば文系の人間だけに必要なものではないし、理系の人間も必要だし、一般の子供も、職業をやっている私達も非常に基本になっているわけですね。

でも念のために、昨夜、文科省の読解力という説明を読みました。これが非常に適切で、やっぱり日本の教育の元締めは読解力をこのように捉えているんだなあ、余り文科省とか政府には感動しないんですけど、これは非常に的を射ているんだなあ、やっぱりと思いました。

こういうふう書いてあります。ちょっと抽出して読みますが、これは平成15年、今からもう15年前ですね。2003年7月にPISAショックというのがありました。このときの学力テストで、これはPISA調査、PISAテストというんですが、この先進国の子供たちの学力調査で、一般的に日本の子供の学力というのは高いんですけども、読解力は非常に低いと。非常に低いといっても平均ぐらいなんですけど、上位ではないということで、文科省、当時は文部省だったかな、危機感を持ちました。で、読解力とはどういうものかというのを、きちんと読解力向上プログラムというのをつくって出しました。

これによりますと、読解の知識や技能を実生活のさまざまな面で、だから特別なものではないということですね。実生活上、さまざまな面で直面する課題において、どの程度活用できるか、そこまで評価するというのが読解力だと、こういっています。別の言葉では、みずからの目標を達成するためにみずからの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し利用し熟考する能力と。熟考というのはよく考えるという書き方です。この後に4つほど、実際に例えば主語、述語、修飾語、目的語をきちんと構成したのを文章から読み取ること。そして、発信するときもそれらをきちんと相手にわかるように伝えるこ

ととか、文節が句切れることとあります。

これを読んだときは、皆さん、覚えていらっしゃるか、この議場でかつて議長さんは、福祉部長さんを指名するときにずうっと「フク、シ部長」というふうに言われました。もちろん福祉部長さんは「フク、シ部長」と呼ばれても答弁したわけですが、私は副支部長ってどこの支部長さんですかと議長さんに申し上げたことがあるんですけど、意味がわからなかったと。そういう方がずっと議長さんをやってみえましたから、文節できちんと言葉が句切れなかったと。そういうやりとりで、私たちは市民と行政職員と議員が言葉のやりとりでこの政治をつくっていているわけですね。

私は今、4期の最後に4月からなりますが、議員生活が。初めのうち、自分がどうしてこんなふうな、何というか、人と言葉がうまく話ができない、こういう場です、市民じゃなくて。だろうということは非常に悩み続けて、今も悩み続けています。昨年ぐらいは、「#Me too」、要するに女性蔑視で女性たちはハラスメントを受け続けてきたという世界的な流れの中で、ああ私もそれだったんだと、本当に遅いなと思うんですが、気がついてここで発信しましたが、今回、この読解力というのを取り上げるに当たって勉強したら、ああ言葉の問題だったんだと。非常にハラスメントよりもっと腑に落ちました、深いところで。言葉が通じないんです。こちらが申し上げることも通じないみたいだし、そちらが何を言っているかわからないし、そちらというのは行政だけではなく、議会でもそうです。本当に言葉がやりとりに事欠くというか、できないんです。これだったんだなって今腑に落ちます。

同時に、さっき塾の宣伝のことをちょっと言いましたけど、日本の教育が大きく変わりますとか、新しい学力とは何でしょうとか、2020年大学入試改革が始まりますとかと書いてあります。2020年から2024年に実施される教育改革に沿った塾ですとかって宣伝されているわけですが、この中ではもちろん幾つか先ほどのアクティブラーニングとか英語教育とかあるわけですが、1つ取り上げるならば、今までの認知能力にプラスして非認知能力の育成を取り上げられています。

認知能力というのは、私たちがずうっと受けてきた知能指数（IQ）とか、偏差値ではかれる学力、数値化できる学力のことです。私たちはこれで、私の後の世代だと思います。私のおときにはまだ偏差値というのはありませんでしたけど、私の後の世代の方たちは、だからここにいらっしゃる方たちは中学のテストのころからもう偏差値幾つというふうにはかられてきて、高い方は大学進学も結構有名大学へ行ったりしたわけですね。それからIQが幾つというのも、余り本人には知らされなかったと思いますが、関連すると言われてきましたが、今後は数値ではかれない学力、非認知能力が大事だということを文科省は打ち出しました。これは大学入試でも、今年度というのはこの今年度なのか31年か、来年度なのか、ちょっと私よくわかりませんが、今年度からもう大学入試でも評価の対象になるそうで、特に幼児期から大切だと言われ

ていますが、これは通告させていただきましたが、もう認知能力だけではだめだと。

これからの学力というのは、非認知能力、数値でははかれない学力も、がというか、大事なんだと。これについて、教育委員会から認識、施策、さっきと一緒にですが、ちょっとどういうふうに当たられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 認知能力と非認知能力ということで御質問を受けましたが、先ほどくまがい議員さんが文部科学省の文言をずうっと説明されましたが、非常にわかりにくいですよ。あれを理解するのもなかなか大変だと思っております。それに理念的なことが多くありまして、それをいかに我々は学校の教員に伝えるかということが大事なことだと思っております。それでもわからない、通じないというときは、私たちは自分たちの説明が悪いんやという思いで常におります。説明がよければ相手に通じるだろうということも思っております。

その上で、非認知能力の育成をどう考えているかということについてお話しします。

学習指導要領の中で、非認知能力を育てましようということは明確には言っておりませんが、学習指導要領の中では、今再整理をして幼、小、中、高という中で幼児期から高等教育までを今再整備されたところ。その中では、資質・能力を3つの柱で分けました。その3つの柱というのは、先ほど議員が言われたように、1つ目が知識、技能、2つ目が思考力、判断力、表現力、3つ目の柱が学びに向かう力、人間性、この3つで子供たちにどういう資質・能力を育てるのかというのを明確にしましようというのを幼児期から高等教育まで再整理しましようという出されたのが新しい学習指導要領の根幹です。

その3つ目の柱にある学びに向かう力、意欲とかあるいは人間性、こういったものが議員言われる、いわゆる非認知能力に結びつくものですが、全てではありません。こういったものをどういうふうに捉えるかというときに、学習指導要領にそうやって書かれているのでそれを育てるイコール非認知能力を育てるというふうに言い切られる方も見えますが、別に直結ではないので、それも一つだというふうに考えていきたいと思えますし、今現在の学習指導要領においても学ぶ意欲や態度という言葉で出ております。ですから、それをより一層クローズアップさせるという捉えが新しい学習指導要領の内容です。

じゃあ、なぜここでクローズアップされたかということになるわけですが、非認知能力、いわゆる意欲だとか学習に向かう姿勢だとか力というものが高い傾向を示すお子さんは、いわゆる知識、理解等の認知能力も高い傾向を示すよという研究があります。それに基づいていくと、非認知能力を育てることも認知能力、いわゆる知識、理解をより高めることにつながるんじゃないかということで、学びに向かう力とか人間性というものを今後は大事にしていましようというふうに国は出してきたと、こうやって説明しないと、多分学校ではわからないと思えますので、そういうことを考えております。

もう少し言いますと、非認知能力というのは意欲、忍耐力、最後まで頑張る子ですね。それから社会性だとか協調性、想像力、好奇心、こういったものが該当する力として上げられることができます。これら一つ一つを取り上げてやるわけではないですので、こういったものを通常の学校の教育活動の中でいかに盛り込んでやっていくかということになります。

例えば想像力というものであれば、読書をすることでも想像力は養うことはできます。その想像力を養うようなことを意図した読書をさせるとかというようなことが必要になるかとは思いますが。運動会で学級の仲間と力を合わせる、これによって社会性、協調性をいかに養うか、みんなと協力することの大切さをいかに学級の中でクローズアップするのかということが非認知能力を身につけていくことにつながるというふうに考えております。

つまり、今までやってきたことを意識してやっていくことが大事かというふうに思います。そういったことにつきましては、昨年の夏、8月に全市内の小・中学校の教員が集まる研修会でも既にお話をしましたし、その後、11月に市のPTA連合会が主催される市内のPTAの方々が集まれる会合でもお話をできております。こういったことがこれからは大事ですよという話を教職員にも保護者の方にも説明してきておりますが、簡単に変わるものではないので、これを丁寧に今後も続けてやっていきたいなということを考えているのが教育委員会の姿勢でございます。よろしく申し上げます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 私は今回の一般質問のテーマが言葉の力でしたので、新指導要領からその部分だけを出したわけですが、教育長がおっしゃるように、そこがクローズアップされただけで新指導要領はほかの全般的なことがたくさんあるわけですが、実は今回、このテーマを一般質問しようと思ったときに、非常にかみ合うかどうか心配だったものですから、教育長が先ほど今までにない一般質問だと言われたように、私もそう思ったものですから、こんなことやってかみ合うんだろうかと心配だったもので下打ち合わせというか、感触を確認させていただくためにちょっと話し合いをさせていただきましたら、教育長さんは、もう実はこの本にまとめられているんですね。

このチーフプロジェクターの新井紀子さんが「AI vs. 教科書が読めない子どもたち」という本にまとめられているんです。私はこれをことしに入って読んだ。で、びっくりしたんです。あら、私って、考えていることってこんなに裏づけされているのかしらと思って。今までこれを思っても口に出せませんでした。でも、教育長はこれが出た、ちょうど1年ぐらい前に出ているんですね。もうすぐに読んで、現場でもこの話をされているということで、じゃあ今回の一般質問はもう共同作業にさせていただきますというふうに申し上げました。瑞穂市の今後をつくるための、そういうことで今回の一般質問をさせていただいております。

大変おもしろい本ですのでぜひ皆さんお読みいただきたいと思うんですが、この本によると、日本は数値で計測できる学力、認知能力ですね。つまりこれイコールAIなんですね。AIの基本は全部1と2の計算。この方は数学者ですから、もともと、全部そういうことがわかっているわけで、このロボットは「東ロボくん」、東大を合格させるロボットで、この方がリーダーになって育てたわけです。だけどプロジェクトの半分でもう断念したのは、無理だと。言葉がわからない。計算はわかる。計算をもとにした、あとデータですね。もう何億というデータを入れてばあっと答えを出す。それは非常に得意なだけけれど、言葉に関しては、例えば英語でも500億語の単語を入れても、たしか200語ぐらいだと思いますが、の英語の文章はどういう意味ですかと出させると、20通りと行ったか200通りぐらい出しちゃう。つまりロボットには言葉の意味と文章の意味というものはわからない。

例えば同じ内容を別の文章でやると、同じ文章だとは判断できないんだそうです。これをもとに、先ほど申し上げたように、これはもうロボットを人間に近づけるよりも、人間にしかできない能力を育てることのほうが大切やというプロジェクトで、RST（読解力テスト）というのを開発し、子供の読解力を育てることにしたわけです。

この方が言われるには、日本はAIで大体かわりができる教育に偏ってやってきたと。これは先ほど申し上げたようにIQとか偏差値だけ私たちというのは教えられて、あの人は頭がいいとか勉強ができるとかとやられてきたわけですが、こういう方たちがこれからAI、万能ではないんだけど万能みたいに、業者というのは安いほうを使いますから、もう人間よりは要らないよと、AIでもうかわりができますからいいですとなったときに、AIにできない能力を持っている人間でないと仕事も奪われてしまうという危機感だとここに書いてあります。AIにはできない読解力、言葉の力を人間はつくらなければいけないと。

IQや偏差値だけで評価されてきて、自分は優秀だと思っている人が、これからの時代その言葉の力が弱かったらどうなっていくのでしょうか。今、教育長が言われましたが、非認知能力がたけているというか、育てている人は長い間、将来ですね。認知能力も伸びていくと。このもとに幼児期から非認知能力を伸ばすということも文科省は書いていますね。そういう意味で、非認知能力が大事なんだと、今教育長がお話しされたとおりです。

この「AI vs. 教科書が読めない子どもたち」、とりあえず日本の教育にとって大事なのは中学生の半分は中学校の教科書がみんな読めてわかると、それを育てるほうが大事だと。読めない。つまり、読めないというのは、ばあっと読んでもだめなんですね。読解力といって、さっきちゃんと意味がわかるとか総合的判断ができるとか。だから、数学なんかも問題文が読めないもんでこっちがわからないという人も多いいんだそうです。

この本読んで反響が物すごかったというんですけれども、お一人、この方と対談をした本がその後出ました。というか、これは教育長に教えていただきました。こんな本も出ていますよ

と。非常におもしろかったです。こっちのほうがおもしろいといってもいいですけど、やっぱり基本は読解力が基本になっているわけですね。何がおもしろいかといったら、この新井さんと対談をしたいと申し込んでこれだけの本にしたのは山口正洋さんという方で、この方はぐっちーさんと呼ばれているそうですが、何と投資銀行家、それから経済金融評論家で日米の間を行ったり来たりして20年にわたって日米で10社以上の会社を興している人、そして岩手県の紫波町というところでオガールプロジェクトというのが、これはサンシャインホールに来ましたよね。あれは朝日大学がやったんでしょうかね。私、覚えています。あのころ全然そういう知識がなかったんで、へえなんて聞いていましたけど、それを手がけた人なんですね。岩手県で80万人ぐらいですか、今年間訪れていると。駅前開発をやったんです、岩手県の小さい町で。この経済金融評論家、ファイナンシャル・アドバイザー、投資銀行家、起業家のぐっちーさん、山口正洋さんという人が絶対に会って話をしたいというんで申し込んで対談したのがこの本になっています。これがまちづくりの本なんです。

ということで、ここからは市長部局にお尋ねします。

言葉には、まとめて言いますが、まず発信するがあります。ごめんなさい、受信するが先です。相手が何を言っているか、正確に主語、述語、修飾語、目的語、内容を具体的に正確に受けとめる。つまり、聞くと読むですね。これがあり、それから先ほど教育長も言われましたけど、発信するがあるわけですね。書くとか話す、わかりやすくまとめて書けるか、話せるかがあるわけで、両方向がなければコミュニケーション、会話、対話は成り立ちません。私はいつもこれで悩んでいたんだなということがよくわかりました。

瑞穂市もですが、市民協働のまちづくりを目指しているわけですね。これ方向は間違っていないと思うんですが、このために行政も議会もファシリテーションの手法を学びながらワークショップやタウンミーティング方式で対話を試みています。しかしながら、なかなかこれも参加者も少なかったり、また批判もあります。市民、職員、議員が相手の話を論理的に正確に受けとめず、全体とか状況も把握できず一方的な発言だけしては、それぞれがですよ、市民や職員や議員が、協働のまちづくりは実現いたしません。

こうした観点から、市長部局にお聞きします。

まず市民課窓口の対応についてお聞きしますが、ここにまちづくり提案箱がありまして、コピーがあります。こういうのが書いてあります。婚姻届を提出に行きました。おめでとうございます、お祝いの一言もなく悲しく思いました。これが出生届もありました。行ったら、本当に事務的な対応だけで、おめでとうございますがなくて寂しかったと。今や、結婚とか出生というのはもう本当に大きい問題で、ありがとうございますと受け付けの方が、おめでとうございますもそうですけど、ありがとうございますとちょっとおかしいから言いませんけど、言ってもいいぐらいの状況ですよ、全体の状況。それを単に事務的に、はいと言って受け取るだ

けというのは、これ心ですね。相手のね。全体の状況もそうですけど、心も大変寂しい思いをしているという市民の投書がありました。これについてどのようにして、今後どのようにしていくのか。それとも受け付けの人の対応、一人一人によって違うのか、ちょっとわからないのでお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問についてですが、市民の方から婚姻届であるとか出生届の戸籍の届け出を受領する際には、対応する職員はお祝いの言葉を申し上げるよう心がけてはおります。

ただ、今おっしゃられたような事例もあるやに聞いておりますので、そういった場合には素直におわびをしたいと思っております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そんなのは一々必要じゃないと思いますよという答えでなかったというのは安心しましたが、やっぱり私たちも皆さんも公務員ですよ。公務員の言葉の力としては弱いと思わざるを得ません。

市民の人と話すときも、本当におめでとうございませうと。こんな時代ですから、個人的会話としてもそうなんです。社会的な重要度からいってもやっぱり歓迎しますと、よかったですね。そういうのを全員が、受け付けの方は多分囑託か派遣だと思うんですけどね。それはやっぱり指導して、そういうのを今後は徹底するようにすべきだと思います。

もう一点、行政の対応で非常に難しいなあと私が思っていることを取り上げます。

2つ目です。福祉課窓口の対応についてです。

私はこれは何度もいろいろなことで取り上げてきましたが、自分が頼まれて、大変な状況にある方たちですね。一緒に窓口に行くとと言われて、通訳で行くねみたいな感じで引き受けることが大分ふえました。横にいてみると、本当に福祉課の職員は大変だなあと思います。まず何を言っているかわからないんです。主語、述語、目的語、修飾語、具体的に何を困っているかって言えない人も多いですね。または、男の人なんて、いきなりどなり出しますね。あれは怖いと思いますよ、男の職員でも。まして女性の職員だと。そういうときに、どなるんじゃないよと私は、私の立場なら言えると思うのでたしなめたこともあります。怖いよ、男にどなられたら。私、どれだけどなられてきたことか、議会で。怖いです。今でも怖いです。今はネット攻撃もありますね。目の前にいない人から攻撃される、これも怖いです。今鳥肌立っています、私。本当に怖いです。だから、職員、男の人でもそうでしょうけど、まして女の人ほどどれだけ困るし怖いし、第一内容が把握できなかつたら本当に時間も大変ですよ、お忙しい中を。そして、さっきどなるというのもそうですけど、一方的にしか言わないと。わからないことが

あるから聞きますよね。それでも一方的なことを言う。そして、その件がようやく終わるとずると別のことを言い出すと。もう何時間あっても足りませんよね。こういう難しい対応をしている福祉課としては、この言葉の問題をどうしていらっしゃるのかなと今さらながらに思いますので、ちょっとお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまくまがい議員さんのほうから御質問いただいた件でございますが、私ども健康福祉部においてはお客様への対応というところで、まずは傾聴ということを中心に心がけております。

これについては注意を払ってより深く丁寧に聞き、お客様が伝えたいこと、おっしゃりたいことをしっかり受けとめながら、共感するような態度で対応をするというふうに考えております。

細かいところからお話を申し上げますと、まずお姿が見えれば職員のほうからお声がけをする。それから、私どもの部は全部ローカウンターでございますので、とにかく座ってお話を聞くというところがございます。というのは、私どもへ見えるお客様は何か生活に変化があった方がほとんどでございます。子供さんができた、病気になった、お金がない、障害になった、介護状態になったといったことの相談であるとか手続に見える方がほとんどでございますので、先ほどおっしゃられたお客様の中にはさまざまな方がいらっしゃいますが、とにかくお話を聞かねば話が始まりませんので、お話を聞くということでございます。

いずれにしても、泥臭い対応しかできませんが、真摯にお話を聞く態度が不可欠であると考えておりますし、これは日ごろから職員みずからが注意をしていないとなかなか実行はできないことだと思います。また、さまざまな変わりつつある制度などについても精通をできるように、日ごろから研さんを積みねばならないというふうに考えております。

その意味からも、先ほどお話をいたしました丁寧に聞く、また共感をしながらというような態度について、傾聴というところを徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 謙虚に、コンパクトにまとめていただきましたが、どれほど大変だろうと思います。

職員も議員も公務員ですが、公務員というのにとって言葉、まず聞く力ですね。発信の前にまず聞く力、読み取る力の研さんを積んで、もう修行だと思えますね。これがなくて一方的にしゃべる、発信するではこのAIにとられるというか、人間としての価値がなくなっていくわけですね。

テレビでやっていましたが、人間は生物の中で進化の最先端にいます。どの能力で進化の最

先端になれたかといったら、言葉だというのが結論でした。言葉を使えるようになったので、人類は体力的には非常に弱いのにこれだけ発展したんだそうです。しかし、最近は言葉が物すごい弱っているわけですね。そして、動物ではないけどAIもこれだけ出てきちゃったわけですから、お互いに言葉というものを物すごく磨かなきゃならないんだなあって思いました。

それで、この2冊目に出た本ですね、「日本を殺すのは、誰よ！」という題です。まちづくりの本です。この新井紀子さんに対談を申し込んだ山口正洋さんの経歴は先ほど申し上げましたが、この本の最後は、ウルトラマンはどこにもいないということが最後に書いてあります。一人一人がきちんと言葉の力、対話力とかをつけなきゃならないと。最後に、まちづくりで大事なのはフレンド、トラスト、コミュニティーの3つだそうです。友達、友達は心が通っているわけですね。自分が窮地に陥ったときでも助けてくれたりする。トラストというのは信用だそうです。信用を相手とつくる。これがコミュニティーにつながって、コミュニティーをつくるためには友達と信用をつくること、これがまちづくりに不可欠なんだということをその世界を飛び回っている人が言うんです。

外国人を見ると私もフレンドリーだなあって日ごろ思っていたんですが、この中に書かれているのは、日本の男性のお粗末さです。飛行機の中とか新幹線の中とか、公共のところでは何か女性が任務をしてくれたときに、ありがとうと言わないのは日本の男性だけだそうです。で、ビジネス上、世界ではそういう男性はもうビジネスの相手としては信用できない、振り落とされていくそうです。相手に対して敬意、リスペクトがない。礼儀がない。1人の人間として認めない。これから非常に多様化の社会になるので危険なわけですね。相手が誰だかわからない、何を考えているかわからない。だからコミュニケーションを頻繁に深いところまでして、お互いの信用をつくって見抜いてかかわっていかないと、もう外国ではそれが危険だということがわかっているんで、コミュニケーションを頻繁にしてトラスト、信用をつくと。友達を一人でも多くつくと。ビジネスっていうのはそんなもんじゃないと私は思っていたんですけど、この本の最後にそういうことが書いてあるというのは本当に驚きました。

最近、言葉で感動したことを2つ申し上げたいんですが、その1つは、今言った大事なのはフレンド、友達と信用、トラストとコミュニティーです。これからの社会、まちづくりをするのはその3つですといったこのことと、もう一つは、はやぶさ2というのがリュウグウというところへ行きましたね。火星と木星の間にある何億キロという向こうだそうです。この岩石採取に成功しました。これも感動ものですが、この記者会見をしたときのチーム代表の人の記者会見で、彼はこういうことを話されました。私たちチームは、たたき合って成長してきたので成功できたと。何て感動的なお言葉だろうと思って、テレビを見てうっとりしました。たたくという言葉がこういうふうに使えんだなど。私はいっぱいたたかれてきたので、議会へ入ってから。ほとんど一方的にたたかれて、今もたたかれています。でも、この言葉は、た

たき合って成長したという使い方をしたんです。相手が反論できる余地を残さないたたき方、したほうが勝ちだみたいな風土、瑞穂市であってはならないと。やっぱり成功、物事をサクセスストーリーに導くにはそれだけのチームワークがあるんだなあ。瑞穂市もそういうふうこれからなってもらいたいなあ、したいなあと思って、このフレンド、トラスト、コミュニティーと、私たちのチームはたたき合って成長したので成功することができたと、この2つには本当に感動しました。

言葉の使い方というのを今回しましたが、これでいくと、思い出すのは「きたかぜとたいよう」という絵本です。これは紀元前6世紀にイソップという人が、奴隷だったそうですが、イソップさんというのは。言った言葉ですね。相手を思いどおりに動かそうと思ったら、北風のようにぴゅうぴゅう吹くのがいいか、太陽のように暖めてあげるのほうがいいかといって、初め北風がぴゅうぴゅう攻撃したけどますます身を固めてしまって成功しなかったけど、太陽が照らしたら外套を脱いで思いどおりにさせることができた。

これは私は今まで、相手に優しくすることが大事だよという話だと思っていましたら、それもあるけれど、もう一つ、物事を進めるにはじっくり時間をかけて、全体的に検討しながら具体的にじっくり進めるほうが結局はうまくいくという教訓なんだそうです。だから、現代というのは何でももう早く、力でやりますよね。そうじゃないという話だそうだとこのも改めてへえって思いました。

最後に質問させていただきます。

このRSTのテストですね。これは今では大人用もつくられています。2年間で7万人受けたそうです。これを行政職員はいかがでしょうか。従来のSコースというのに、Pコースという大人用がつくられて企業なんかでも受けているそうです。

このまちづくりの本の最初は、米原市のまちづくりから始まって、本当に驚きました。この本を読んだのかな。新井紀子さんに、米原市のところにはヤンマーがあるんだそうですね。ヤンマーで呼ばれていって、米原市は京都にも琵琶湖にも近いのに何でこんななのって、駅前が。思っているいろいろ言っていたら、こうしたら、ああしたらと言っていたら、米原市が受け入れて、今や米原駅東口何とか事業というのが立ち上がっているそうですね。驚きました。

瑞穂市も同じじゃないですか。市役所も入れるそうですよ、そこに。紫波町もそうですね。駅のところに役場を入れたわけです。ぜひ駅をどうする、市役所をどうするの話はこの辺も参考になると思いました。

ということで、RST、リーディングスキルテストを職員の方たち、受けられたらいかがでしょうか。これは議会の問題でもあるんですが、ちょっとここはその場でないので、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えします。

この質問がされるまで、私自身RST（リーディングスキルテスト）についての知識がなく、今回改めてその内容に触れ、理解を深めたところでございます。

このRSTについては、インターネット等でも広く紹介されており、RSTとは中高年を対象とした読解力のテストであり、またその読解力は、係り受け、照応、同義文判定、推論、イメージ、具体例の6つの分野に分かれております。RSTの結果としては、中学3年生の約15%が主語がわからないなど、文章理解の第1段階もできておらず、約半数が推論や2つの文章の異同等を十分に理解していないことなど明らかになったようでございます。

今後、当市におきましても職員の新規あるいは中途採用、あるいはその他研修等において検討していきたいと考えております。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、16番のくまがいさちこ君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。11時から再開をいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時02分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 森治久議君の発言を許します。

森君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番、無所属の会、森治久でございます。

傍聴にお越しいただきました皆様、まずもって厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

昨日は大変な天気でございます。この時期に雪、またみぞれが降る大変寒い日でございます。もう間近に春分の日が参ります。もう春でございます。そんな中で、本日、3点について一般質問をさせていただきますが、穂積町と巢南町が平成15年に合併して既に15年が経過しております。4月いっぱい平成の時代も終わり、いよいよ改元がされ、新しい新元号で新しい時代が始まります。16年目を迎えます。

私は、本日は市民の皆様の声を政治に反映させたいという思いで一般質問をさせていただきます。政治とは、公正・公平でなければなりません。また、行政は究極のサービス業であるという大前提の中で一般質問をさせていただきます。

これよりは事前通告をさせていただいております3点につきまして、質問席においてさせていただきますのでよろしく願いいたします。

実はこれは余談になりますが、私も11年、市議員としてこの市政の壇上、また一般質問、1回だけ行わなかった定例議会がございますが、あとは全てにおいて、先ほど申し上げました市民の皆様の声としてそれを政治に反映させたい、市政に反映させたいという思いで一般質問

させていただきましたが、きょうは実は余談でございます。初めてでございますが、うちの嫁が傍聴に参っておりますので少々緊張したかもわかりません。お許しをいただきまして、これより始めさせていただきます。

まず1点目、瑞穂市施設のインターネット申し込みについてでございます。

こちらは前回の12月議会においても一般質問させていただきました。その折には、4月、インターネットの導入を始めるが、それについては検討をするということで、御答弁をいただけませんでしたので再度御質問させていただきます。

以下、5点についてお尋ねいたします。

1点目、現在、事前に優先していただいている団体についての取り扱いについては、現状以下にならないようにしなければと考えますが、どのように対処されるかお考えをお尋ねします。

2点目に、団体登録に関して厳密な審査が必要であると考えますが、営業目的の団体、サークルとの差別化はどのように対処されるか、お考えをお尋ねします。

3点目に、施設の利用時間を8時半から2時間単位と変更するお考えについてお尋ねします。

4点目には、取り消しは7日前までとし、それ以降の取り消しは還付請求ができないようにするお考えについてお尋ねします。

最後、5点目でございます。市民センター、防災センター等の利用決定は、現在1カ月前であります。利用者の皆さんが予定、計画するのに苦慮することを軽減するためにも、3カ月前には利用決定することが望ましいと考えますが、お考えをお尋ねします。

まずこの5点について、御答弁いただきます。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、森治久議員から御質問がありました5点について、答弁させていただきます。大変和やかな雰囲気をつくっていただきましたので、ちょっと私もほっとしておるところでございます。

現在、まずは施設の利用についてでございますが、教育委員会の市民センターとか総合センターとか、巢南の公民館とか、あと学校の体育館、そして体育施設なんかの申し込みですね。それがインターネット化になるというお話でございます。

現在、事前に優先していただいている団体についての取り扱いについては、現状以下にならないようにしなければならぬと思っております。ですから、今まで優先予約というものをとっている団体が見えるんですね。それに関して、当然今までどおりに優先で予約ができるように進めております。その場合については、予約システムを介しての申請ではなく、今までどおりの窓口の申請をお願いしたいというふうに考えております。

それから、2番目の営業目的の団体とかサークルとの差別化というところの御質問がございました。

各施設を利用していただくには、まず施設の利用団体の登録をお願いしております。その利用団体の登録の際には、実際に活動される方のお名前も列記していただいているということです。当然、代表者の方の本人確認もさせていただいております。この施設の利用団体登録をしていただいた上で、予約システムに、利用される団体につきましてはシステムの利用者登録をお願いすることになります。したがって、営業目的等の不特定多数のシステム利用の抑止にはつながるものと考えています。そちらの登録の際に確認をさせていただくということで、スクリーニングをかけたいというふうに思っています。

また、利用の利便性を向上させるためのシステムであることから、利用者番号等の他人への譲渡等の禁止など、モラルを守って利用いただくよう利用者説明会などいろいろな場をお願いしていきたいと思っております。新年度の利用者説明会は先般行いまして、説明をさせていただいたところがございます。

次の施設の利用時間を8時半から2時間程度の単位と変更するお考えについてということで御質問がございました。

施設の利用時間につきましては、この今のシステム移行のタイミングで変えると混乱するという事も予想されます。現時点での利用時間帯の変更は考えておりません。ただ、いろんな意見がございます。例えば午前・午後・夜間というふうな貸し方をするんですけども、午前と午後の間のちょうどお昼のときを使いたいとか、午後・夜間の中の間の夕方のところを使いたいというような意見もあるんですね。その辺が今のシステムではなかなか難しいところではございますが、そういう意見も市民の中からございましたもので、また軌道に乗った段階で、システム改修というのは時間がかかりますけれども、どんな意見があるのかということはまだヒアリングさせていただいて、対処させて考えていきたいというふうには思っております。

それから、取り消しのことの質問がございました。7日前までとしてということで、それ以降の取り消しは還付、お金を返すことはやめたほうがいいんじゃないかという御質問です。

システムでの申請取り消しの乱用の防止につきましては、システムでの取り消しは利用日の10日までとしております。それ以降は、今までどおりの取り消し申請方法を進めていきたいと思っております。また、乱用防止のため、予約システムの申請件数を制限するという事も考えております。このさまざまな乱用防止対策を試みていきたいと考えておるところでございます。

抑止策を試みた結果、どうしても乱用申請、取り消しが繰り返される場合におきましては、やっぱり還付請求の時期をその後には考えていきたいとは思っております。今のところは、現状のシステムを移行するという形で考えております。

続きまして、市民センター、防災センターの利用決定は現在1カ月前であるということで、利用する方がちょっと困っているということもあって、3カ月前から利用決定してもらえない

かというお話でございます。

この利用決定でございますけれども、市民センター、公民館ですので、行政から、申しわけないんですが、急な優先、行政側が使うということもあるんですね。それで御迷惑をおかけするということもありますので、長年1カ月前に行っておきまして、今後この申請決定期間は継続していきたいと思っております。

今回の予約システムは、現状の運用方法をサービス向上のためと、今議員も言われましたけれども、一々足を運ぶということではなく家からでもできるということで、サービス向上のために切りかえるということです。

教育委員会は、先日の教育長の話にもありましたが、この3年間、基盤整備というところに力を入れております。そちらのほうの利用の申し込みの事務手続のほうもネット上で、新たな時代とともにということで切りかえるということを考えております。

従来の紙ベースのほうも受け付けますので、さらに利便性がよくなるということで切りかえておくということでございますので、御理解願いたいなというふうに思っています。よろしくお願いたします。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） それでは1点目の、先ほど御答弁いただきましたが、現在、事前に優先していただいている団体ですね。いわゆる体育協会であったりの加入団体でございますが、今までどおり窓口申し込みで行えば、それは優先順位をしっかりとっておるという御答弁であったと確認させていただきますが、それでは逆に、営利目的でレッスン、大会運営等を行うようなスポーツを職業としている方の使用等はどのように区別されるのか。

また、ネット申し込みになれば当然、市民の市内在住の方の申し込みで申請をして、使用は実際は営利目的で使用される。実際にこのような団体が今でも関係団体にお聞きしますと二、三団体がおられるということでございます。これは当局のほうも、所管であられる教育委員会のほうも事前に承知をされておるところであると思っております。これについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） その団体の話でございますけれども、また今回のシステム変更に伴いまして登録のほうを厳守させていただきますので、あと実際の利用しているところに、たまには、不定期ですけども入らせていただいて確認をさせていただきたいと思っております。

ですから、そういうことが判明しましたときには使用の取り消しをさせていただくということも考えておりますので、これからはますます厳密にということをお思っております。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 厳密にという御答弁でございますので、しっかりと市民の方が、大切な市民の皆さんの財産、施設でございます。まずは市民の皆さんが優先的に健康増進、またスポーツに親しむことによつてのこの瑞穂市内のきずな、つながりを深まるようなことにつながることでございます。

いずれにせよ、市外の方をないがしろにしろということではございませんが、市民の方が理解がいただけるような施設の貸し出し運営をしっかりと対処していただきたいと思ひます。

先ほどの、5点目の1カ月前という貸し出しの決定ですね。これもわからないことはございませんが、他市町においては、大垣なんかは1年前から貸し出し決定をされる。これは多分大会であつたり大きな展示会であつたり、発表会であつたりというものは当然借りる側の予定、計画もございまして、1年前から貸し出す決定をされておるんかと思ひますが、瑞穂市においてもやはり使われる側の使い勝手のよさ、また計画、また予定を立てるに当たつても、少しでも早い決定がされることが望ましいと思ひます。

1つ、これ施設の申し込みとは離れますが、先日、本巢の市議会におけるの新聞記事が出ておりました。これは高齢者の方のタクシー助成の要件の緩和の件でございます。

瑞穂市は慣例、前例、やってないことはなかなか新しいことに挑戦をしない、チャレンジをしないというような風潮が、私は11年間この議場で一般質問させていただきながら感じるところがございました。本巢市は瑞穂市と同じように、今までは75歳以上の高齢者の方で運転免許を保有していない方においてはタクシーの助成を行うというような要件の中で市民サービスをされました。しかし、やはり要件が厳し過ぎるということで、75歳未満の方であれば、それは独居老人の家庭であるということで緩和がされ、随分多くの方がそれによつて利用できるようなサービスにつながると思ひます。これはあくまでも一つの例として挙げさせていただきましたが、今後、瑞穂市においては、先ほど私が申し上げた行政は究極のサービス業であるという一番の基本、しっかりとわきまえ、そしてそれをしっかりと心がけていていただきたいと思ひます。

それでは、2点目に移らせていただきます。

圏域構想についてでございます。

人口減少が進む地域の住民サービスを維持するため、新たな広域連携として複数の市町村でつくる圏域が行政を運営する構想に岐阜を含む全国自治体で計34%が反対をし、賛成は計30%にとどまつたことが共同通信のアンケートでわかつたと新聞報道されました。

県内市町村の賛否は拮抗しており、圏域の法制化については全42市町村と県が回答し、「賛成」と「どちらかといえば賛成」は16市町村、「反対」と「どちらかといえば反対」は15市町

村、11市町村は「その他」だったそうですが、瑞穂市としての回答をまずはお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの森議員の御質問は、共同通信社によるアンケート調査のことかと思いますが、地方創生、ポスト平成に関する全自治体首長アンケートというのがございまして、そちらのほうで複数の市町村で構成する圏域を行政主体として法制化し、法的権限や財源を付与することに賛成ですかという問いに対しまして、瑞穂市といたしましては「その他」を選択させていただきました。

その主な理由といたしましては、法的やら財源について今広域連携で行っておる広域連合や一部事務組合がございまして、この制度の詳細が固まっていないため賛否の判断をしかねるということで「その他」を選択させていただきました。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、瑞穂市においては「その他」を選択して回答したということでございます。その理由もいただきました。

これは数年前より、この圏域における行政運営、これはその圏域に住まれる、その自治体にお住みになられる住民サービスを低下させないための効率化を求めての圏域化を国、政府は進めておるといっておりますが、瑞穂市においては岐阜連携の、先日も一般質問された議員がおられます。岐阜市を中心とした連携中枢都市圏構想ということで、その構成自治体として連携をしていくということでございますが、やはり今後、国は社会保障費の増大等々で当然国としての財政も大変厳しい折の中と言われるのは、今交付税が1万人のまちであろうが3万人のまちであろうか、5万人のまちであろうか30万人のまちであろうか、50万人のまちであろうか、不交付団体でない限り交付税が10万人の一つのまちの形態の中の一つの基準とする住民サービス、また行政運営ができる予算として、費用として各自治体に交付税が支払われておるわけでございますが、これがやはり国が将来的には圏域行政運営をする中で10万人以下の団体には交付税は出しませんよ。であるならば、圏域でしっかりと努力をして、圏域の行政運営ができるよう自主的にそのような仕組みづくりを考えなさいというようなことが近い将来あるのではないかというのは、私は文献で少し見させていただいたことがございます。これはあくまでも評論家が考え述べていることかも知れません。しかし、やはり考えてみれば5万人のまちより10万人のまち、10万人のまちより20万人、30万人、50万人のまちのほうが効率的な行政運営は可能であるのかなあと考えます。

今、私が申し上げた、国が近い将来必ず一つの10万人という圏域での行政運営を進めてくる、また通達をしてくるかも知れません。これについてはどのような御見解かお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの圏域のお話でございますが、確かに瑞穂市は5万4,000人ほどの人口ですが、連携によって10万人規模のまちとして、その圏域が効率的なものについてはこの岐阜圏域で行っていくという形の中で今進めておるものでございまして、決してそれが将来、国のほうから指導が入るといった形の中で進んでおるわけではないと考えておりますし、岐阜圏域だけにかかわらず、15万人圏域を抱える、穂積駅を初め安八町との連携であったり、それからお隣の大垣市、それから神戸町との連携も含めて、お互いに連携できるところは近隣市町との連携、事業を進めていくというスタンスで瑞穂市は進んでおるところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、安八町という隣の町のお名前も上がりました。

私はやはり、今国が進めておりますが、圏域という枠の中での行政運営、また住民サービス等々、これは私ども瑞穂市は旧は旧本巣郡の中で連携をしてまちづくりを進めてきたという歴史もある中で、今は瑞穂市、また本巣市、北方町という2市1町となりましたが、いずれにせよ将来的には揖斐、長良に挟まれた圏域15万人、これは穂積駅を中心とした圏域の15万人の地域のさらなる発展のためには圏域の行政運営というものは必要なことであると考えます。

さらなる揖斐、長良に挟まれた地域の発展のためには、まずは穂積駅を持つこの瑞穂市の発展がなければ、先ほど申された南、安八町、また北、本巣市、北方町、そして大野町、神戸町等々の発展も私は限界があるものと感じます。今こそ岐阜市との連携、中枢都市圏構想、大切でございますが、揖斐、長良に挟まれた圏域でのまちづくり、考えるべきではないかと御提案を申し上げます。穂積駅を中心とした圏域の15万人のまち、さらには20万人、25万人のまちをしっかりとこの瑞穂市が中心地として栄えるために、そして5キロ平方、28.19平方キロメートルの住民の皆さんのさらなる付加価値をつけることが私は瑞穂市の役割であると考えます。

今、3点目に質問をこれからさせていただきますが、瑞穂市は岐阜都市計画の構成団体であり、市街化区域、市街化調整区域といういわゆる都市計画区域と都市計画区域に属さない農振地域、今これが準都市計画区域という位置づけもありますが、いずれにせよ都市計画区域ではないということでございます。

このようなまちづくりの都市計画の仕組みの中で、瑞穂市が果たしてその役割ができるのかというと、私は以前から申し上げておるとおり、瑞穂市単独の都市計画を持ち、そして揖斐、長良の中心地としてしっかりとリードし、そのためにはリーダーシップをしっかりととれる市長が誕生し、さらにはしっかりと近隣市町と広域連携をする仕組みづくりというものが大切であると御提言、御提案をずうっとさせていただいております。

それでは3点目、これも今の私の考える、提案させていただく都市計画、まちづくりになり

ますので、次の質問に移らせていただきます。

都市計画についてでございます。

現在、市街化区域、市街化調整区域、それぞれの現状での問題、課題について、端的に御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 都市計画の枠組み、線引き、非線引きについては常日ごろから森議員との意見の相違が相当あるというところで、森議員のキャッチフレーズの「変えなきゃ変わらない」というところで後ほど叱られることもあろうかと思いますが、私の立場をお聞き届けください。

現在、瑞穂市の中では2つ都市計画がございます。先ほど農振区域外は都市計画でないと言われましたが、あれは都市計画区域ですので瑞穂準都市計画という御理解でお願いします。

穂積地区と古橋ですね。ここは市の約3分の2ですけど、広域都市計画、先ほど申されました岐阜市、北方町、岐南町、笠松町ですね。これで広域都市計画を組み、中地区、西地区につきましては瑞穂準都市計画に今指定されているところがございます。その中で、都市計画区域では無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きをなされておまして、用途地域等を指定することにより適正な土地利用の誘導を図っているところがございます。

その中で、市街化区域につきましては既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に指定がされていますが、本市におきましては市街化区域で低未利用地がまとまって残存している箇所もございますので、そのような場所については土地区画整理事業等の市街地開発事業や各種都市計画制度を用いながら、総合的な土地利用の誘導と計画的な市街地整備を推進していくことが重要であると考えております。

残念ながら、瑞穂市におきましては昭和46年に線引きをして以来、基盤整備というのは少し追いついていないというのは否めません。特に、都市の根幹となる道路、下水道が整備されていない状況にあります都市としては非常に大きな課題を残しているというふうに感じております。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、部長に御答弁をいただきましたが、これについては確かに今現状での瑞穂市の所管、行政としては今までの経緯、経過がございますので、個人としてはどう考えられるかは別として、そう答えざるを得ないという御答弁であったかと考えます。

私はここ半年ほど、特に巢南町地域のほうですね。旧巢南町地域、1件1件お話を伺いながら、まちづくりどうなんですかねえというようなお話をしながらお伺いしておりますと、特に

先ほど言われました瑞穂市の準都市計画区域に当たるいわゆる農振地域である岐都計の中から考えた場合の都市計画区域ではない地域ですね。中地区、また西地区においては、森さん、何とか土地、転用できるようにならんと本当困っちゃうわよ、開発も何もできへん、売るにも買うにもできへん、本当に何とかしてもらわんと後継者も農業もやらへん、後継者もこの先はおらへんよというようなお答え、また御意見、思いをお伺いさせていただきました。本当に多くの方がそうお考えでございます。お思いでございます。

何とか政治で行政を動かしてほしい、それが先ほど私が申し上げた、政治とは市民の皆様の声を反映させるためにあるのです。粛々と今までの慣例や前例にのっとってやるのであれば、政治家は要りません。行政だけで、要りません。市長も要りません。市の職員さんたちがしっかりと見識のあるお考えの中で、粛々と今までどおりの住民サービス、行政サービス、またまちづくり、都市計画をされるでしょう。ではいけないから、政治家がしっかりと20年、30年、50年先を見越した希望や夢の持てるまちづくりのために必要な政策、無駄なこととしっかりと区別をして御提案、御提言、またそれに向けての行動、判断をするのが政治家ではないでしょうか。

市長、お伺いします。唯一そちらで御答弁をいただけるのは政治家である市長であると思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 森議員さんの御質問にお答えいたします。

どうしても先ほどの都市整備部長の、個人的にも言いたいけど、だけどもやっぱり立場上ということもあるのと全く私も同じでございますが、正直申しまして私自身もそういったところは岐阜県のほうにも御相談に行ったりとか、また農林水産省のほうへ御相談に伺ったりとか、何度も行っている次第でございます。どこかそういったところから、既にこのまちの発展の度合い、そういったところをしっかりと説明してまいっておりますので、やはりそういったところからしっかりとまた御指導を受けながら先へ進めたいと思っております。

ですから、決してこのまま甘んじているわけではございません。それだけ御理解くださいませ。どうしてもやはり立場上、今はこの言葉で控えさせていただきます。どうかよろしく御理解くださいませ。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 先ほど私が申し上げた、鹿野部長の御答弁は公僕として、行政の職員として、また役職として、また先ほどの岐阜市を中心とした連携中枢都市圏の構成団体としての所管のトップとして立場上というお話はさせていただきましたが、市長に立場上というのはあるのでしょうか。市長は市民の皆さんの代表なんです。市民の皆さんのことを一番に考えるの

が政治家である市長なんです。行政マンの方とは違うのが市長さんでございますので、立場上というのは、私は市長においては理解はさせていただきませんのでよろしくをお願いします。

それでは、再度答弁を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 既に行動は起こしているということで発言させていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 行政にできないことを政治家は前に進めるのです。チャレンジをしなければ物事は何も進みません。

私は、瑞穂にとって何が今一番必要で何が無駄なのかを最終的に判断できるのは市長であり、また市議会議員の皆さん、私も含めて18名であると考えます。

隣の本巢市は合併した折に、旧真正町においてはこの穂積町、巢南町と同様、岐阜市を中心とした岐阜都市計画区域の属した自治体でございました。しかし、本巢市に合併をする機会に、単独の本巢市の都市計画区域という中で非線引き都市計画区域として用途地域、特定用途制限地域を指定してまちづくりを進めておられます。

であるから中地区、西地区の北、本巢市、旧真正町ですね。今どのような光景が立ち並んでおられるでしょうか。よく言われます。居倉、七崎、一ツ木の皆さん、私らのところ本当にほかれてまって、こんなもん何ともならへん。少し北へ行くと本当にイオンが立ち並び、そして温泉ですね。また商業施設、たくさん立ち並んでいます。一步瑞穂市境界、行政境、入りますと田畑と集落がある。こんなまちづくりで、都市計画で今後どうやって名古屋から25分で通勤・通学、また出かけることができる瑞穂市の発展があるでしょうか。

私は先ほども申し上げたように、瑞穂市の5キロ平方の28.19平方しかない狭い地域でございます。揖斐や長良に挟まれた地域の中心地として5キロ平方の地域が、全てが市街地が形成できるような都市計画をまずはつくる。その上で基盤整備、さっき鹿野部長が言われた下水も必要でございますが、今のままの計画で進めたらどうなりますか。きのうの御答弁にありました市街化区域以外は合併浄化槽で整備します。西地区はいいですね、今整備が終わりました。中地区はどうなるんですか。これ、そうしたら同じまちであって合併浄化槽で整備されるんですよね。そんなもったいない話はないと思いますし、計画の順序が逆です。都市計画を今こそ見直して、その上で下水道の整備のもう一度最終計画をつくり直すではないでしょうか。

今、家が建たない、土地が転用できない、活用できない土地に下水道を整備しようとする計画そのものがおかしいのではないのでしょうか。しっかりと今の無秩序に立ち並んだ住宅、また混在する住宅をしっかりと現状を見詰め、その上で用途地域を見直し、そして本巢市やほかの

市町が行っておる特定用途制限地域指定をして、商業地域には住宅は建たない、そんな特定制限をかけない限り瑞穂市は今と変わらない。住宅はふえても商業施設ができない、建設されない、そんな地域で、まちで終わると私は考えます。

市長、再度、私がいろいろ御提案を今申し上げました。市長が政治家であるならば、4年経過しました。できなかつたら潔くやめる、そのぐらいの決断をしてこそ政治家なんです。行政マンの方とはそこが違うんです。やるべきことをしっかりと発信し、決断し進めることが私は市長たる政治家の役割であると考えます。再度御答弁をいただきます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず農業振興地域、そしてまた調整区域でございますね。このことにつきましては、先ほども申しましたとおり県のほう、そしてまた農林水産省のほうにさまざまなことで伺いながら今検索している状況でございます。

少しでも何とか進められないものか、そういったことがまた中小学校校区の小学生、そういった方々の減少に結びつかなくてしっかりとまた人口が増加していくところに結びつくんじゃないかと思っておりますし、西小学校区でも同じことが言えると思います。

なおかつ、先ほど住宅ばかりということをおっしゃられましたが、住宅がふえて人口がふえますとそれなりにしっかりとした固定資産税、こういったものも増加しますし、なおかつ市民税のほうも増加します。決して、このまちに来られる方々が住宅だけ、住民だけということじゃないと思います。そこら辺は御理解、しっかりとお願いしたいと思います。

やはりその方々は夢を持って、やっぱり瑞穂には瑞穂のよさがあるなあということを理解しながら私たちのまちへマイホーム等を求めて来ておられるのが現状でございます。そういったところに対してしっかりと御理解いただきたいと思っておりますし、なおかつ調整区域、そして都市計画、地区計画、さまざまなことにおきまして県、そして都市整備部、そしてまた農林水産省としっかりと話し合っただけで進めていく所存でございますし、なおかつ現在進めつつもでございます。以上、御理解お願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） さっぱりわかりませんでした。

今のまま岐都計に属した構成団体であれば、市街化調整区域は決して市街化区域になることはございません。今のままの法律であればです。国が、国会議員の先生方が法律を全て見直しがあれば別ですが、フレームがないんです。枠がないんです。だから、瑞穂市の市街化調整区域は、今のままの岐都計におれば市街化区域になることは決してございません。

でありますから、今の市街化調整区域であれば、例えば只越、また祖父江、横屋、市長のお住まいの下穂積も一緒です。市長、言われるんでしょう、いつも。名古屋から25分のJRの穂

積駅があります。本当に便利、地の利、利便性がいいまちですから、若い者がどんどんふえています。違います。地の利がいいだけでふえているだけで、何も瑞穂市の魅力をもって感じ取って見えておられるわけではございません。皆さん、今おっしゃってみえます。住宅だけが立ち並びますが、お店が全然できない。また20年、30年後は、今は若いから車に乗って郊外に買い物も行ける。名古屋にでも買い物が行けます。でも、将来的にはこれどうなるんでしょうかねと御心配される若い方もおられます。

市長、市街化調整区域、もったいないと思いませんか。市長も一時、市議員時代、下穂積の朝日大学から南、市街化調整区域外したいという思いで御質問されました。外れないんです、今のままの岐都計におったら。どう解決するかは岐都計から離れるしかない、そう結論を私は申し上げておるだけでございます。

農林水産省と国交省と協議をして、何を協議するんでしょうか。他市町の皆さんが、瑞穂市、何で岐都計におる必要があるんやろう。単独の都市計画をしっかりと位置づけてまちづくりやればもっともっと伸びるはずやし、もっともっと土地の付加価値を高められるはずや、皆さんそうおっしゃっておられます。

できないのは、しがらみがあるからです。しがらみを今こそ、合併してもう既に15年が経過して新しい時代が始まる16年目、新しい時代を一つの転機として、しがらみをぶっ壊して、瑞穂市の皆さんが将来どうまちづくりがされるのが本当に望んでおられるかを、本当に考えて政治はなされなければなりません。また、それに行政はしっかりと連携をして取り組まなければならないと私は考えます。

市長に御答弁をお願いしても、ほかの政策と一緒に御答弁はできないと思います。市長には、4年前、大きな志で瑞穂市の市長に立派に当選されつかれたわけでございますから、行政マンではなく政治家として自身の責任の中でビジョン、政策をしっかりと持って、優秀な行政の職員の皆様に御理解いただき、その実現に向けてしっかりと仕事をしていただく、そんな姿勢が必要であったと私は考えます。

再度出馬をされるのであれば、しっかりと政治家として市長の職につく覚悟を持って、市民の皆様を残念がらせたり失望させることのないようお願いを申し上げたいと思います。

先ほど、市長は中地区、西地区の小学校のお話もされました。教育長に、これは通告ではありませんので御答弁は要りませんが、私、勉強会の折にも御提言をさせていただきました。牛牧小学校の例も挙げて御提言を申し上げました。今のままで、公共施設、これは教育施設ですね。都市計画と密接に関係しておるんです。それは教育長は優秀な方ですから理解されておると思います。

ただし、その決断するのは唯一市長様、あなた様しかおられないんです。だからこそ、今こそ都市計画を見直し、中地区、西地区の子供たちが1クラスずつでずうっと1年から6年生ま

で、同じ学級で同じ限られたクラスで学ぶことも一つかも知れません。ただし、穂積小学校、牛牧小学校、また南小学校等々の児童数がふえておる小学校と比較したとき、本当にこの今の現状の義務教育のあり方でいいのかは、教育長はしっかりと心にされておると思います。今のまま、10年先には、このまままちづくりが変わらなければ中小学校、西小学校は児童数は100人を切るようなことも考えられます。

市長が言っておるような甘いことではありません。皆さん、絶対に今こそまちづくりを変え、政治を変えてしっかりと市民の皆様のために、これだけ瑞穂市は可能性を秘めたまちであります。政治家が一部の団体、また一部の人たちのためだけであるようなことがあったならば、決して瑞穂市はよくはなりません。多くの市民の皆様が危惧される道に1歩ずつ進んでおるのがこの今、瑞穂市でございます。

職員の皆さん、どうか今後どのような市長が誕生され、どのような市長がまちづくりの提案・提言をお示しされるかわかりませんが、行政の皆さんは公僕の皆様でございます。市民の皆様のために、究極のサービス業として日々お仕事をさせていただいております。市長に対して、瑞穂市はこうならねばならない、こうあらねばならないという御忠告であり、御提案であり、御助言をお申し出いただけるよう切に願うばかりでございます。

私も11年間、市議員を務めさせていただきました。やはりまずはトップ、市長がかわらなければまちづくりは変わらない。また、それと同じく市民の代表として県との太いパイプをつなぐ県議員もかわらなければ変わることはない。また、そんな中で、市議員の先生方お一人お一人がその政策を共有し、市民の皆様のために市民の皆様が願うまちづくりをしっかりとつくり上げるのだ、そんなお気持ちの中で議員活動、政治活動をしていただけることを切に願うばかりでございます。

この一般質問において、瑞穂市議会のこの議場の中で市民の皆様の声を政治に反映させるための一般質問はもう今後ないものと考えます。どうか市長初め執行部の職員の皆様は、市民の皆様のためにしっかりと必要な政策、必要な事業は前例にとられることなく、しがらみを断ち、瑞穂市、瑞穂市市民の皆様のために御尽力をくださいますようお願い申し上げまして、全ての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8番の森治久君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして休憩をとります。再開は1時20分から行います。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時21分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

午後からの1番の質問ですけれども、たくさんの傍聴者ありがとうございます。

私は、通告してあります4点の項目について、執行部のお考えをただしたいと思います。

1点目は3歳未満児対策と保育所整備計画について、2点目は放課後児童クラブのタクシー利用について、3点目は色覚チョークの導入について、4点目は外国人児童生徒の支援について、最後に学校への携帯電話持ち込みについて、以上でございます。

まず、最初に3歳未満児対策と保育所整備計画についてお尋ねいたします。

1点目の保育所整備計画は、平成28年度から平成32年度の5カ年計画であります。これは老朽化した牛牧第1保育所、本田第1保育所、それから生津校区に新設する公私連携型認定保育所の整備計画内容と進捗状況についてお尋ねをします。

そして、2点目ですが、この春4月から、穂積保育所は民間のほづみの森になりますけれども、このときに職員の、あるいは保育士の駐車場についていろいろと議論をしたわけでございますけれども、今後も計画する公私連携型保育所の職員、保育士の駐車場、これは今後とも無償で貸与するのか、まずこの2点についてお尋ねします。

以下につきましては、質問席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、松野藤四郎議員から御質問がありました保育所整備計画のことについての回答をさせていただきたいと思います。

調理室がなく未満児保育が未実施の老朽化した牛牧第1保育所及び市教育委員会が進めている保育所からの小学校への滑らかなつなぎを行うために、小学校区に保育所がない生津小校区には保育所の誘致ということで進めております。

現在、保育事業の適地を選定中でございます。適地が確保された後に、公募で公私連携型の事業者を募る予定になっております。

平成30年度は、瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の3歳未満児童の量の見込みと申しますか、3歳未満児の子供さんを預けたいという保護者の数、子供の数です。それを確保方策、確保方策というのは、その受け皿を用意するという方策になっております。計画の一部修正をかけたところでございます。

また、平成32年度からの第2次子ども・子育て支援事業計画を策定するためのニーズ調査のアンケートを今やっている最中でございます。平成31年度に事業計画を作成する段取りとなっております。このアンケートを通しまして、ニーズの量を見ながら事業内容などを確認させていただいて、決定させていただいて、議員御指摘のありました現在の保育所整備計画のほうが32年度で終わりますので、そちらのほうにも保育所整備計画を詰めていくという考え方でおりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

その次の、今後計画する公私連携型保育所の職員、保育士の駐車場の土地についての御質問がございました。

保育事業の適地におきまして、周辺の環境を鑑み、住民の方々へ与える交通上の影響の支障がないかということ配慮するということは大変重要なことと思っております。園児の送迎においても、また職員においても、都会のように公共交通機関が十分整備されている環境ではないと思っております。本市にあつては、どうしても生活の足として自動車を使用せざるを得ないというふうに考えております。新しく設置される保育所の周辺環境の中におきまして、地域の方々に迎えられ、円滑な保育事業を進める上で駐車場用地が必要であると判断した場合は、私どものほうで用意させていただいて、無償貸与させていただくということもあり得るというふうに考えております。

いろいろ全国的に保育所を誘致する際に、子供の音がうるさいとか、そういういろんなことで反対されることがあります。そういうことがあつてはならないと思っております。地域の子供ですので、地域で迎えらる環境というところでそういうものを整備していただいて、周りが受け入れオーケーですよというような環境をつくるということが市のほうの考え方だと思っておりますので、御理解願いたいと思います。よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次長さんの説明によりますと、31年度事業計画を立ててやるという話ですが、要は5カ年計画の最終年度は32年度ですね。これに間に合うかということですよ、要はね。それと、駐車場の話がありましたね。

私は、保護者の皆さんの送迎用の土地については了解をしますけれども、職員とか保育士さん、この人に対しては、やはり相手方の事業者が確保するのが当然だと思います。ということは、瑞穂市の職員は駐車料金を市へ払っていますね。整合性がとれませんね。そこはしっかり今後とも対処をお願いしたいと思います。

次に、市長にお尋ねするんですが、平成27年6月の答弁の中で、3園は民間移譲しないとちゃんと強く言われておりますね。

けれども、現在、公私連携型保育所の整備が進んでいない、そして老朽している保育所、あるいは未満児を受け入れできない保育所、これがありますね。これをやはり早急に公立で僕は整備する必要があると思うんですね。ということは、5カ年計画はまだしっかり動いていないんですよ。土地の確保もできていないし、民間事業所も名乗り出ていない。だから、今、公立でやるのが当然ではないかと、こういうふうに思います。

第2次総合計画の中には、既存の保育所の大規模改修による長寿命化を推進すると、こう言っていますね。だから、牛牧第1保育所、あるいは本田第1保育所、そういったところが対象

になると思うんですね。ですから、公立でつくるのは当然だと思うんですが、市長は27年6月にそういう話をされていますが、民間には移譲しないと言われていたんですが、お答えをちょっといただけませんか。

市長でお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 松野議員さんの御質問にお答えいたします。

27年6月、私が市長になってから一番最初の議会の6月議会だったと思います。まさに、そのときに、これからの3園のことについてどうするかというところでお話があったことは事実でございます。その中で、民間に移譲する。ちょうどその時代は、岐阜市、そして各務原市、そういったところが民間に移譲なさいました。そういった中から、民間に移譲するのはどういったことなのかということも、しっかりとそれから学びに行きました。そして、新たにつくるにはどれぐらいの面積の土地、そしてどれぐらいのお金が要るか、そういったことも検証いたしました。

そして、28年6月に現在の教育委員会の体制、まず教育長さんがかわられました。そんな中から、しっかりとそこら辺も再度検討するというところで私たちは動きました。28年6月じゃなく4月だったかもしれません。6月ではなかったと思いますが、そんな中、新しい教育長さん及びまた教育次長さん、そして保育の担当の方々と一緒にいろんなところへ学びに行きました。そして、なおかつどれぐらいのお金が要るか、新たにつくった場合に、やはり数億円が明らかに要ると。3園を全部やったら、恐らくは二十何億、もしくは20億近く要するというような答えもございました。

しかし、まずはそれじゃあとということで、ほかにどんな道があるのか。私どもは、とにかく民間に移譲はしないと限りはどんな方法があるかという中にありまして、公私連携ということ、県下では初めてのことでございます。こういった中を、特に穂積保育所の場合は……。

○17番（松野藤四郎君） 済みません、ちょっと簡潔にお願いします。

○市長（棚橋敏明君） それじゃあ、そのような中から公私連携ということを考えてきた次第でございます。それでは、この後は教育次長のほうから御報告申し上げます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 質問事項がたくさんありますので、次長も同じような答えだと思えますので省略します。

ことしの31年4月1日に入所する児童については待機児童がないという話をされておりますが、隠れが15人見えるということです。これも待機の話ですね。そういった方を、いろいろ条

件をつけてありますけれども、入所できないのか。

教育長、どういうふうですか、これは。待機児童は県下唯一瑞穂市があったんですけど、こ
としはなくなるという話です。けれども、隠れ待機が15名おります。これの対処をどのよう
にするのか、簡潔にお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今言われたように、4月1日に関しては待機児童はゼロなんですけ
れども、いわゆる潜在的な待機児童、いわゆる隠れ待機児童というのが15名います。

この理由ですけれども、私どもで施設があるんだけれどもという話をさせていただいたん
ですが、とある決まったところの保育所にどうしても行きたいという方でございます。そちらの
方々が統計上は外れますので、15名ということで待機児童となっています。

ただ、全体的にニーズがあるという数としては私どもは把握しておりますので、それは真摯
に受けとめさせていただきまして、ニーズ調査をした後の整備計画をまた修正をかけるとい
うことで対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ、次に放課後児童クラブのタクシーの利用でございますけれ
ども、各小校区にあり、定員が560名ということを知っております。それで、今回の新しい予
算には356万円が計上されております。その内訳は、36名の児童をタクシーを利用して余裕
のある施設、これは西小と中小の放課後児童クラブでございますけれども、ここについては、こ
れだけ事業計画というのか、予算が出ておりますので裏づけがあると思うんですけれども、タ
クシー会社等といろいろ協議をされてなっているのかちょっと確認をしたいんですけれども。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 瑞穂市内で事業をやっておられますタクシー会社のほうに順番にお
話をさせていただきました。そして、協会のほうで決まっている金額で、タクシー料金とい
うのは当然決まっておりますので、それで今回積算をさせていただいたということでござ
います。

子供さんを乗せていって、放課後児童クラブのあるところへ学校から安全に届けるのはタク
シーが一番いいということでございます。そういう理由でございますので、タクシー協会
のほうにも話させていただいて、料金も確認させていただいて、今回積算させていただ
いたということです。

前回にも説明にありましたように、これは最後の最後の補完でございます。何とか放課後
児童クラブが学校敷地内とかで対応できれば、今一生懸命人を探しておるところでござ
いますので、一刻も早くその設備をさせていただいて、このタクシーを余り使わな
くなるふうにするのがやっぱり校区の中でおさめるということになりますので、そ
ういう考え方で今やっております。

いうところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） タクシー協会といろいろ打ち合わせをしておるという話ですね。

タクシーで放課後児童クラブの児童を送っている自治体があると思ひますけれども、そこを見てみますと1回につき4,000円、それで利用するのが1回から2回と、こういうふうになっておるわけですけど、その内訳というのはわかるんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） タクシー呼び出しの場合の料金と、それからタクシーを呼んで、迎えに来ていただひての料金で3台分を見込んでいます。3台で年間を計算させていただいてましてということで、そういう形で計算しております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 36万円近くで36名の児童を送るということでございますので、1人あたりはここですぐわかるんですけども、10万円近くになるんですね。それで、呼び出しをして、それから3台分で3回ぐらいと、こういう話です。

これの入札方法というのは、近辺にタクシー会社があるんですが、どのような方法で契約するんでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 料金のほうは協会ですべて決まっておりますので、そちらのほうの料金体でやっておりますから、その都度その都度呼び出させていただきますという形でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 瑞穂市内に事業所等を設けたタクシー会社があるわけですね、例えば本巢とか日本タクシー、これら2つのタクシー会社は協会に入っていますので多分そこら辺が対象になると思ひますけれども、例えば本巢なら本巢タクシーという指定ではないわけですね。そういうふうでよろしいですね、いいですね。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 指定をしているということではございません。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 大変多くの子供たちが放課後児童クラブを利用するわけですけど

も、私はまだまだよく考えてみれば、タクシーで送らなくても学校の教室があいておると思うんですね。ということは、ベビーブーム時代のときの姿を見ていますと本当に、例えば穂積小学校ですと、もう1,300人ぐらいおったんですね。今は700人ぐらいだね。教室はあると思うんですね。今のクラスを1つ見ていますと、大体31人か32人ぐらいのクラスです。西小とか中小ですと、もう20人前後だよ。そういうところを考えていただければ、クラスは絶対あると思うんですね。

そして、例えば市民センターでも使えますし、体育館も利用できるんですね。そういうところをよく検討していただければタクシー利用はないと思うんですけども、教育長さん、どうでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、学校ですけれども、本当に穂積小学校なんて、今は穂積小と言われたので、穂積小もそうなんですけれども、本当に教室がないんですね。外国籍の方々が見えますし、日本語初期教室というのを今度また改造して準備しないと、学校がなかなかクラス運営ができないという問題があるんですね。

ですから、今までのようなクラスではなく、また新しい要因があって教室を使っているという現実もやっぱりあるんですね。日本語初期教室をつくり、日本語学習の教室もつくり、そういう形でクラス全体をまとめていく、学校全体をまとめていくということで、今、部屋を使っております。

今、御指摘のとおり穂積小学校を例に挙げますと、体育館の2階にミーティング室というのがございます。そちらを今現在も、たった今も放課後で使えないかと詰めています。部屋のほうは何とか使える段取りは立ったんですけれども、消防法だとか換気の問題だとか、ですが、やっぱり人がいないんですね、人がいないんです。ですから、そこを探せてクリアできればお迎えできます。できない場合は、申しわけないんですけど、タクシーを使わせてくださいということでお願いしているところでございます。お母様方のほうにもこの状況を話させていただいて、どうしてもそれでも私は仕事をしなきゃいけないので使わせてくれという御意見がありましたので、その方々はさせていただくという今流れでございまして、この状況を理解していただきまして、何とか理解していただきたいなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 放課後児童クラブは、平日、あるいは長期休業日等に実施されておるわけですが、例えばタクシーを使うのは平日のときなのか、例えば春休み・夏休み、そういった長期のときに使われるのかちょっと確認をしたいんですが。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、長期という言葉が出ましたが、長期というのは、いわゆる春休み・夏休みという長期休暇という意味の長期ということでございます。ですから、夏休みとか春休みに関しましては朝7時半から始まりますので、お母さんや保護者の方々が連れてくることのできるんですね。ですから、タクシーを利用するというのは平日です。平日の普通の学校があった後、終わってからその小学校じゃないところ、違うところへタクシーでもって放課後児童クラブに行くということでございますので、長期の場合は使用しないということになります。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 平日は授業が終わってから夜の7時までということですね。そのときに利用すると、そういうことですね。

それで、今後の話にもなってくるんですけども、第2次総合計画の中には、基本目標4は夢あふれ希望に満ちたまち、3項目めに子どもの居場所づくりとし、その施策は放課後児童教室を設置しますと言っていますね。ですから、私は、例えばですよ。子供の安全確保のため、穂積小であれば穂積小の敷地の中にそういった教室をつくるのが当然だと思うんですね。例えば児童館みたいなものでもいいですけども、そういった計画はあるんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今議員が言われるように敷地内ということですけども、今増加する放課後児童クラブの利用希望者に対応して、できるだけ多くのお子さんを受け入れるように小学校敷地内、または小学校の近くで平日に受け入れる場所がないかということを探しているという状況であるんですが、いかんせん校内の敷地に整備するということは、また建物の学校の敷地に余裕がある小学校がないということで、それだけの余力が敷地にないということがあります。ですから、校内で建てるのに適した場所がないというのが今の現状となっています。

ですから、どうしても、当然今までも敷地内でどこかないかということで検討してきたわけなんですけれども、敷地内でできないということになれば、学校の近隣のところでどこかいいところがあればというふうに思っています。穂積小学校なんかでいいますと、今はもうクラスもぼんぼんになっていますから、近辺のところでどこかあればというふうに考えているというところがございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の話ですと、建てる敷地がないということでしたね。

14歳以下の子供たちは平成29年度では8,500名近くだと思わんですけれども、これが6年後

になりますと270名減るわけですよ。子供の数が減っていくんですよ。そうしますと、教室なりがあきますね。教室があかなかつたら、そういった施設、児童館もできるんですよ。そういうことを捉えてお話をされているんですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 先ほどの答弁のほうでもお話しさせていただきましたが、日本語初期教室と日本語教室、それから通級教室というのもあります。結局、障害まで行かなくても、支援を要する子たちをクラスから取り出して特別に指導していくといいですか、教育していくという部屋も要ります。そういう関係で、やっぱり学校のほうはぽんぽんになってきておるといふことです。

今、穂積小学校の中に放課後児童クラブがありますけれども、その放課後児童クラブのほうを取り出してこないと、もう状況がつかなくなってくるというふうにだんだんなってくると思いますので、議員が言われますように減ってくるということはありませんけれども、子供の数は減るということはありませんが、私どものほうとしましては、一生懸命やっていることによって転入を多くするという作戦に出るといふことだって市としては考えられると思います。それほど全部が全部減るといふことではなく、このまちはやっぱりふえていくんだといふことで一丸となって市が動くといふところが大事なんじゃないかなといふふうに思っておりますし、それほど悲観したことでは考えないといふふうに思っておりますので、何とか御理解願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 極端な話をしますと、この穂積庁舎と巢南庁舎も一つに統合して、巢南庁舎の今後の使用目的があるわけですがけれども、今現在、巢南庁舎でも空き部屋が幾らでもあると思うんですね。そういうところにも一時放課後児童クラブで使わせてもらっても結構だと思ふんですね。公施設ですので、ちゃんと耐震からいろんな設備が全部してあると思います。そういうことも考えないかんと思ふんですね。やはり、行政は市民の声を聞かないかんですよね。上からのあれではだめですよ。市民の目線に立ってやってもらわんと、行政は。

それで、私はよそからニュースが入ってきたんですけども、やっぱり民間といふのか、ある団体がそういった放課後児童クラブをやっていると、市民センターでやっておると。こういう話ですが、これは事実であるのか。あるいは、このタクシーの利用に当たっての御相談もされた上での話かちょっと確認をしたいと思ふんですけど。

これは教育長に。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問でありました市民センターのほうでやられているという

ことでございます。

私どもが把握している中で、放課後児童クラブを実施している事例は民間のほうではないです。市民センターでやられているのは放課後児童クラブではなくて、民間の方々というのか、教員を退職された方々が本当にボランティアのような形で子供さんを見ていて、勉強とか宿題を見ていてくれるんです、そういう形です。ですから、放課後児童クラブというものではないんですけれども、ですから、そういうのは教育委員会の私どものほうでは把握しています。

ただ、こちらのほうを何とか放課後児童教室のような形に育てていってもらいたいというか、私どももプッシュさせていただいて育ててもらおうと、放課後児童クラブではなくて、学習とかも、いろんな体験も教えられる放課後児童教室というものに育っていくことができますので、そういう形で支援できないかなということでお話は聞いているということでございます。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この項目はタクシー利用の話ですけれども、やはり子供を遠くまで、あきの施設へ運んでいただくので、そこら辺は交通安全等に気をつけてやっていただくとともに、今後は各学校の敷地内にそういった児童館というものが、待機児童といえますか、放課後児童クラブの皆さんが使う、別棟で結構ですので、そういうものをつくっていただきたいというふうに思います。

次は、色覚チョークの導入でございます。

色覚というのは、私たちが小学校を出たころに検査をしたんですけれども、これは色盲の関係ですね。現在は、学校の健康診断で色覚検査は2003年、平成15年度以降、必須項目から削除をされております。そのため学校や保護者、児童が色覚障害に長年気がつかなくて、色の見え方が違う児童・生徒への学習面での支援が足りないと、こういった声があります。

そこで、県内の小学校・中学校・高校の公立では、大体2,000名近くの児童・生徒がどうも色覚の対象になるんですね。県下でたくさんの小・中学校等がございます。学校の約70%近くということは、四百四、五十の学校の中にそういった子供がおるという話ですけれども、当市の実情についてちょっとお尋ねします。

教育長さん、よろしく。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 色覚調査にかかわる、チョークにかかわる御質問にお答えしたいと思います。

市内の状況でございますが、何らかの配慮が必要な色覚に、異常という言い方はあれですが、見え方にやや難があるお子さんの数ですが、小学校では12名、中学校で8名在籍して学習活動

に取り組んでもらっております。学校数でいきますと、小学校で3校、中学校で3校というのが現状でございます。

以上でよろしいでしょうか。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今、それに配慮したチョークは使っていないということですね。

○教育長（加納博明君） チョークのほうですね。

今現状としての数値、子供の実態をお知らせしましたが、こういった数を把握するには、今、定期健康診断の項目にはないですけど、保護者の方々にきちっとお知らせをして、希望者を募って検査をしております。余り無理に強制してやることについては、逆に差別を生むこともあるんじゃないかという御意見もありますので、実際、例えば本年度でいきますと、小学校4年生で市内の学校がそういった御希望を聞いております。その中で約93%のお子さんが検査を受けております。そういった中で、色覚のチョークにつきましては、学校数でいきますと小学校で1校、中学校では3校で色覚チョークを使っております。ほかの学校でも今後は順次導入していくという考え方でおります。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 色覚の対象になっている方は、小学校で12名、中学校で8名見えるというお話でございます。

それで、文科省のほうは、ピンクや水色が見分けにくい色覚障害の人は、チョークの赤や青が見えにくいなど、文科省は白と黄色を使えというふうに言っております。現在の学校では、それに配慮したチョークを使っているのか、ちょっと現状についてお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 議員おっしゃられるとおりで、青とか赤は大変見えにくうございます。ですので、各学校でまだ色覚チョークを導入していない学校は、特に白と黄色を中心に使うよう指導しておりますし、そのように使っております。

また、黒板周辺の照明についても配慮して、できる限り明るくするというような配慮をしたり、あるいは色以外の情報を子供に与えております。

例えば、黄色といってもなかなかわかりにくい場合は、その形であるとか枠で囲っておくとかというような配慮をして、そういう文字での説明を加えることによって、色のわかりにくさを補完するような指導も配慮として行っております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 色覚チョークを使っているのは、小学校で1つと中学校で3校でいいですね。ということは、小学校で対象が1校ですので、これは小学校では12人見えますね、対象者が。ほかの学校にも、12人が一つの小学校におればいいんですけども、ほかの学校にもおると思うんですが、要は将来的に色覚チョークを瑞穂市も導入するんだと、今後に向けてそういった配慮をされるのか、現状のままでいくのかちょっと確認をしたいんですけども。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） チョークの使用につきましては、若干色覚チョークは高うございますが、そういった該当の児童・生徒がいるいないにかかわらず、全ての学校で導入していきたいと思っております。そうすることによって、色覚のいわゆる色の判別の弱い子がいるから使っている学校とか学級とかということの区別がされないといったことから、例えば差別が生まれることがないように、全ての学校で順次導入していく予定を立てております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 順次という話ですけども、チョークは多分赤・青・黄・緑の4色ぐらいが対象になると思うんですけども、値段的には余り変わらないという話を聞いておりますので、これはこの新学期からすぐやってもいいと思うんですね。

いや、チョークなんて安いと思うんですね。

まず初めに対象のクラスに置くと、それから順次広めていくと、こういうふうにやればいいんですけども、即やっていただかなければならないと思いますが、どうですか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 該当するお子さんがいる学校、学級については、議員がおっしゃられるように変更することは可能かと思えます。

値段からいきますと大体約2倍します。長さも、逆に0.7倍ぐらいの長さになるので割高は割高ではございますが、黒板が見えにくいお子さんにとっては配慮をしていきたいということもありますので、今後そういったお子さんのいる学級については4月から検討していきたいというふうに思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 4月からやってもらえるんですね、そういうことですね。確認しておきますね。

それから、教材の話も関係するんですが、教材、あるいは副材について、そういった配慮をしたものが導入されているのかちょっと確認したいんですけども。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） まず教材の前に教科書のほうでございしますが、教科書は各教科書をつくる会社のほうで、いわゆるユニバーサルデザインの考えに基づいた教科書をつくり始めているところがございます。数多くある教科書会社の中で、今現在6社でそれを進めているという状況でございます。

内容としましては、やはりレイアウトを見やすくするとか、あるいはフォントというのがありますね。ゴシックとか明朝とかありますが、ユニバーサルデザインフォントというのが今ございます。全てのお子さんに見やすい字体というのがございます。そういったものを導入していくにはかなりの費用がかかるというふうに聞いていますが、そういったものに変えていっている会社が今6社。その会社のものを使用しているところではいいわけですが、そうでないところについては若干難しいところはございます。

また、教科書ですらそういう状況ですので、副教材等についてはなかなか難しいところはございますが、先ほど御説明させていただいたように、色以外の情報を与えることによって子供は理解できるという部分がございますので、そういった対応を今しているところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 子供たちは、やはり平等に教育を受ける権利があると思うんですね。ですから、やはり子供に配慮したそういったものが必要だと思うんですね。チョークの話もそうですけれども、チョークなんて何十円か何百円か知らんですけれども、価格がわかりませんが、安いもんですよ。12人、8人の子供たちが、やはり皆さんと同じような環境の中で授業をするのが当然だと思うんですね。

御答弁によりますと4月1日からやっていただけるということを確認しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、外国人児童・生徒の支援でございます。

平成29年度には、県内では2,414名の外国人児童が学校へ通っております。

そこで、日本語等のわからないお子さんが1,278人ということでございます。平成31年1月現在、市内には各小・中学校等に外国人生徒が在籍しておると思います。140名近くだというふうに思っております。そのうち日本語の指導が必要な児童・生徒は八十数名から90名であるというふうに思います。その中で特に多いのは穂積小学校で37人、牛牧小学校で24人、穂積中学校で11名ということで、市内全体の83%を占めております。

今度は国籍別でいきますと、フィリピン人が54人、中国人が16人、ブラジルの人が6人ということで多くの児童・生徒がおります。言葉も違いますが、この日本語指導について、今の現状についてお尋ねをします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 児童・生徒の人数等の実態については、今議員がおっしゃられたとおりでございますが、各学校のほうには加配の教員を配置しまして、日本語指導を現在行っているところでございます。

ただ、先ほどから出ております日本語の指導が必要な児童・生徒というものにつきましても、その子供たちの実態はさまざまで、ほとんどまだ日本語が話せないお子さんがわずかですがおりますし、かなり日本語も話せるんですけど、学習の内容にかかわる日本語については十分理解できていないというお子さんまでさまざまでございます。そういった実態の違いがありますが、今現在はそのお子さんたちが一緒に教室で学習するという状況でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 数多くの児童・生徒がおり、日本語のわからない方もおるといふことでございます。

この第2言語としての日本語の理解力、やっぱり聞いたり、話したり、読んだり、書いたり、これがある程度クリアすれば、年齢に応じた学年というか、そういうところへ多分入学だといふふうにするわけですが、今後はこの日本語の習得力。例えば算数とか国語、こういった理解力などのJSLステージ、これに応じたクラスや個別指導が必要ではないかといふふうに思います。

また、幼稚園児にも語学指導先生が必要と思われそうですが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今後の予定についてお話をさせていただきます。

現在、穂積小学校及び牛牧小学校には日本語指導の教室を開いて、加配の教員が入っております。穂積中学校にも、週15時間ではございますが、これも加配の教員を配置しております。

また、日本語を十分理解できない実態がございますので、本年度から市費で外国人児童生徒支援員という形の方を6名採用して、穂積小に2人、本田小に1人、牛牧小に1人、生津小に1人、穂積中と穂積北中を兼ねて1人といった形で派遣して、授業でのサポート、あるいは取り出した授業のサポートとして入っていただいております。今後は、この支援員の数を来年度2名増員して、穂積小及び牛牧小で強化していきたいと考えております。

また、来年度からは日本語の初期指導、いわゆる基本的なところからまず教えていかなきゃいけないお子さんたちをさらに取り出して、区分して日本語の初期指導を行う教室を2つの小学校で開設したいと考えております。そのために教員を2名増員して、そこにも充てていきたいというふうを考えております。

また、現在も行っておりますが、いわゆる通訳ができる日本語指導員という方が3名おります。言語としましては、中国語、フィリピンのタガログ語及びブラジルで使ってみえるポルト

ガル語、この3カ国の言語を使われる通訳の方はそれぞれ1名で3名見えますので、この方々にもローテーションを組んで各学校に行っていただく体制を組み、来年度から日本語指導教室と同時に日本語初期指導教室というふうに区分して指導できる体制を整えているところでございます。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今後についての話がございましたけれど、日本の方が例えば外国へ、お父さん、お母さんたちが向こうで仕事をされた場合はお子さんもついていきますね。そうすると、やはり向こうにも日本語学校というものがございます。ですから、やはり日本としてもそういったことに配慮しなければいけないと、こういうふうに思います。

やはり外国人児童であっても、先ほど申しましたように教育を受ける権利があるということでございます。

昨日の教育長さんの話ですね。今後の教育についてお話をされております。そこでは、今後はICT教育、英語力に重点と、こういうお話をされております。これは非常に大事ですけども、やはり子供たちへの支援が必要ではないかというふうに思います。

ということは、義務教育の間にいろいろ日本語のある程度のことは理解も、あるいは書いたり、読んだりできるわけですけども、次のステップのときに、中学校を卒業したとき、じゃあ高校へ行こうかなと思っても、日常会話はできますけれども、学習面でついていけないと、こういうことを不安視するわけですよ。義務教育の間にどれだけのJSLのステージがあるかわかりませんが、そこでしっかりとやっていただかないと、やはり高校へ行っても学習生活ができないということになりますから、そこら辺はどのようなお考えであるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 昨日も今後の2期目のお話をさせていただいたときに、ICTと英語教育、プラス教育の質を向上させるという中で、私はそれに加えて特別な支援を要するお子さんに通級指導教室をどの小学校にもつくりますよというお話をさせていただいたと同時に、日本語の指導が必要なお子さんについても、初期指導教室等を設置して行っていきますということで、どの子に対しても質の向上を求めた次のステップに私ども教育委員会はシフトしていくべきだというふうに考えて答弁させていただきました。

議員が言われるように、日本語はわかっても、日本語の学習の中身まで十分わからないお子様もやはりおられます。これは、例えば小学校低学年の段階で日本に見えたお子さんは徐々に学んでいきますので、中学3年生までにはかなりの学力をつけて高校進学してくださることもありますし、中には大学へ行って、私が知っているお子さんでは、大学の教育学部へ行って、

そして教師になった方も見えます。いろんなお子さんが見えるわけですが、ところが中学校の2年生、あるいは3年生の段階で日本へ見えたお子さんについては本当に課題が多く、私たちも苦慮しているところでございます。

しかしながら、そういったお子さんに対しても今後もできる限りのフォローをしていきたいというふうに思っております。そういったお子さんが、じゃあ中学校の段階で来たけれど、中3の年齢で来て中1に入れなにかということも伺うことがあるわけですが、義務教育の年齢は法で決まっております、どうしてもその年齢に該当する学年に所属しなければならないというのがございます。ですので、そこについても私たちは本当に配慮が必要だと思うんですが、そういった対応で行っていくということしておりますし、高校のほうにつきましても、入学定員の枠の中にどの学校も3名という形で帰国子女であるとか、あるいは外国人の生徒の枠というものがございます。

ただ、これについてもかなり厳しい条件がありますので、それをクリアしたお子さんは受験ができますが、そうでない場合はまた別の方法を考えて、学校では進路指導をしてくれております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この項については最後ですけれども、要は穂積小と牛牧小に日本語初期指導教室を開設していただくと。

それから、この日本語指導員を各1名、それから外国人児童生徒支援員2名がこの平成31年度の予算等に出しておりますので、ここはそのようにクリアをしていただくと、こういうふうでよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） はい。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ、最後になります。

学校への携帯電話の持ち込みでございます。現状は、小・中学校等へは携帯電話等の持ち込みはないというふうに思っております。これは原則禁止ということを知っておりますが、ちょっと確認だけしますが、よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 瑞穂市におきましても、文科省の通知を受けまして、学校における教育活動に直接必要がございませんので、携帯電話及びスマートフォンの持ち込みを原則禁止というふうに行っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最近の新聞等のニュースからでございますけれども、文科省は見直しを検討しているという記事がございます。大阪府は、この4月から防災や防犯のため認めると、このように決定をされております。

また、全国には校長の判断で制限している学校が多いと見られます。その中身ですけれども、やはり児童の所持する率も高く、容認をしているということでございます。

今後、大阪府がそういうことで防災や防犯のために認めるといふふうになっております。今は瑞穂市等は文科省から言われているように原則禁止と。けれども、文科省はどうも最近ニュアンスを変えているということでございます。これが瑞穂市の学校等でも携帯等が認められれば、やはり先生の負担が大きくなるというふうに考えます。これは働き方改革にも反するといふふうに思いますが、瑞穂市として、文科省がそういった緩和をし得るといふ話でありますから、そういったときには瑞穂市も携帯電話等の持ち込み等を認めるのか、推測ですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 瑞穂市では、今のところ認めていく予定はしておりません。

ちなみに、大阪府のガイドラインを調べますと、児童・生徒の校内での使用は一切禁止、登下校中も限定しての使用。つまり、それは災害発生時、犯罪に巻き込まれた時点、そのときのみ使用を認めているというような状況でございます。

また、学校への持ち込みにつきましても保護者判断ということで、何かトラブルが起きた場合でも保護者の責任であるという内容で大阪府は出しておみえです。それについては、国のほうも多分評価した形を出してくると思ひますが、1校でどうこうということではないと思ひしております。

例えば穂積中を認めて、何で巢南中は認めないんだということにもなりますので、これは市で統一して対応すべきだといふふうを考えておりますし、また本当に連絡をとるための手段がスマートフォンや携帯電話しかないのかということもございまして、そのことも含めて、例えばPTAの市の連合会と共同で協議をしてみるとかいうようなことの中で、そういった方法を考えていきたいということも今は考えております。ですので、解禁する予定は現在はございません。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今現在、小・中学校等には携帯を持ち込まないと、こういうふうになっております。

例えば緊急というのか、そういった場合にお子さんに持たせる場合は、多分学校へ電話等で連絡等があるというふうに思うんですけども、そういった事例は何かありましたかね。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今までも、例えばお子さんがけがをして、松葉づえをついて登下校している。親さんがどうしても連絡がつかないところにいるので携帯電話を持たせてほしいというようなことも、依頼として私自身が校長のときもございました。そのときは特例で認め、そのことについても周りには、そのお子さんが使っている場面が見られることもありますので、そういったことも含めて了解を得るような形を特例で認めることはありますが、全体で認めるということではありませんので、そういうふうに御理解いただければと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 質問の項目を5つ述べましたけれども、このタクシー利用の話は、やはりタクシー協会と細かな打ち合わせ等をしていただいて、子供を安心・安全に送っていただくと。

それから、今後は小学校単位の学校の敷地内に、そういった子供たちの児童館、あるいは教室をつくってほしいと、このように思います。

色覚チョークについては、この4月1日からといいますか、4月の入学式以降、対象のクラスから順次色覚チョークを使用するというお話です。

外国人児童・生徒の支援についても、やはりICT教育や英語力ばかりではございません。支援を要するお子さんたちにも平等に教育を受ける権利がありますので、そこら辺に配慮していただくと、そして指導員等もやはり確保して31年度からやっていただくと、このように思います。

携帯についても原則禁止ということで、どうしても必要がある場合は、やっぱり学校に相談して、そこら辺は教育長さん、あるいは校長さんの判断で行っていると、このような御答弁でございました。

以上、この5点について質問しましたので、市長さんもこの4月に統一選挙等もございませうけれども、それを見きわめて、ここの瑞穂市の行政、あるいは教育関係に尽力していただきたいと、このように思うわけでございます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番の松野藤四郎君の質問は終わりました。

続きまして、7番 若園正博君の発言を許します。

若園正博君。

○7番（若園正博君） 議席番号7番、創生クラブの若園正博です。

ただいま藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問を行います。

瑞穂市内での自治会編成で、小学校区編成を組織し、防災活動など進めておられると思いますが、現状についてお伺いさせていただきます。

健康福祉部長には、新年度予算に組み込まれております生活支援体制についてをお伺いいたします。

最後に、市民と行政の協働参画で「ちょっと気になるまち」づくりが進むとすれば、市民の自覚、郷土愛も高まるとともに、子供たちへの教育的効果も高まり、財政面にも市政に反映できると思い質問させていただきます。

これより質問席にて質問をさせていただきます。

まず、初めに小学校区編成が進行していると思いますが、瑞穂市内の小学校区編成の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 若園正博議員の小学校区編成の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

市内の各校区の進捗状況でございますが、生津、本田、穂積、牛牧、西校区については、小学校区単位での組織が既にでき上がっております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 実は、この質問も昨年の6月の議会で梶浦部長にお伺いしております。

西校区のほうもでき上がったということでプラスさせていただくということでございますが、校区の組織編成について、また各校区活動において、どのような活動をされておられるかお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） まず、1つに組織の編成についてお答えさせていただきます。

校区の組織編成でございますが、生津、穂積、牛牧校区につきましては、既存の主に社会教育に取り組んでいた校区活動の組織に、防災や福祉の活動を目的とした委員会や部会を新設する形でつくられました。

本田、西校区につきましては、自治会長さんが協議をすることを目的として新しい組織を立ち上げられました。

各校区活動においてどのような活動をされておるかという御質問でございますが、活動内容につきましては、生津、穂積、牛牧校区は運動会やお祭りなどの社会教育活動、防災では避難所確認訓練、福祉は生活支援・介護予防体制整備事業の第2層協議体として事業委託を受け、地域支えあい推進会議、またはその説明会を実施してみえます。

本田校区につきましては、社会教育について、本田校区いきいき活動委員会とともに自治会連合会で避難所確認訓練を実施されました。今後、防災・福祉の事業を実施するために、校区組織の再検討を進められています。

西校区につきましては、自治会協議会として、避難所確認訓練を実施されました。

以上、内容について御説明させていただきました。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 小学校区活動と、正直申し上げまして私は西校区でございますが、11自治会が一つになって小学校区としてまとめていくということに、やはり焦点を置かれたのは防災訓練、防災活動に重点を置かれて組織を編成されてきたというふうに考えております。確かに、こうした組織編成は重要なことであり、やはりそれぞれ一つ一つの自治会で行うのではなく、校区単位で小学校避難所を活用しながら行っていくことが重要というふうに考えておりますが、しかし、今お伺いした中でも、まだ組織が編成されていない地区があるかと思えます。そうした中で、編成されなかった問題点、また今後の課題がありましたらお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 現時点で小学校区の組織が編成されていないのは、中小校区と南小校区でございます。

編成されていない小学校区の問題点についての御質問でございますが、問題点というよりは、他校区との状況の違いでございます。社会教育の面で、巢南地区では中学校区の活動として実施されています。そこで、各小学校区を単位としての組織づくりは、既存の中学校区活動委員会の今後のあり方について、西・中・南小学校区との間で協議が必要であると思えます。

西小校区については、その状況の中、地域課題を協議する場として西小校区自治会協議会を組織されました。今後、地域課題やその解決のための事業のあり方について協議をし、関係団体等の合意ができたものから事業化していくという姿勢をとられています。

いずれにいたしましても、中学校区活動委員会のあり方については今後検討が必要なことだと認識しておりますので、小学校区の社会教育活動とあわせて来年度から検討協議を進める予定をしております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） その中学校区活動のところでも、昨年6月、福祉のほうで質問をさせていただきまして、小学校区活動は必要なのか、中学校区活動ではいけないのかといった疑問点なども問わせていただいたつもりでございます。

最後でございますが、先ほども申しましたように防災、そして自主避難というところで各小学校区活動に任されておるわけでございます。ことしの2月でございましたか、西小学校においても避難所開設訓練と思っておりましたら、避難路の確認訓練ということで、それぞれの各自治会が自分たちの避難所、西小学校にどのように安全に行けるかといったような訓練をなされたわけでございます。やはり一番重要なところは、学校の体育館を使った避難所ということでございます。そうした中で、非常に自治会長様には御苦勞をされておられると思いますが、この中で1つだけお願いしたいのは、余り自治会長さんばかりに負担をかけることなく、広くこうした組織を活用できる方法などお考えいただけたらありがたいと思っておりますが、そういったお考えの中で何かいい案がございましたら、これは通告にはございませんが、重要な組織ですので、その点も考慮してお考えいただけたらというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの御質問ですけれども、特に自治会活動を推進してみえる自治会長さんは幅広く多くの事業に携わっていただいております。そのことも含めて、市民協働安全課ではそれぞれの、防災であれば防災の関係する消防団であったり、防災の代表の方をつくって、組織を充実して役割分担をしていただくように、今それぞれの校区のところへ出かけて組織編成をしていただくよう進めておるところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） そういう形で思っただけで幸いかと思っております。なかなか11の自治会をまとめて一つの校区活動をともにするというのは非常に難しい組織でございますが、その中で本当に深い理解をいただかないとできないものだというふうに十分自覚しております。

また、そうしてせっかくでき上がったものを広く活用していくということ、また行政のほうのお力をかりながら各自治会のほうで反映させていっていただきたいというふうに思います。

次に、質問を変えさせていただきます。

今度、生活支援体制についての整備についてをお伺いさせていただきます。

今年度の新年度予算の中で、心が通い合う助け合いのまちとして新年度予算で生活支援体制整備事業で、小学校区を基盤として地域の福祉課題を協議する場を設けたり、生活支援コーディネーターの設置など、地区における生活支援体制づくりについてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 若園議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今お話のありました生活支援体制整備事業につきましては、かねてよりお話をしてまいりました「住みなれた地域で、末永く健やかに暮らす」ということを主眼とした、いわゆる地域包

括ケアシステムを具現化する事業として、現在、力を入れているところであります。

現状は、小学校区を基盤といたしまして、社会福祉協議会において各小学校区、第2層と我々は呼んでおりますが、生活支援コーディネーターを地区担当者として配置をいたしまして、地域の福祉課題を協議していく場を目指して、まずは地域の方々が集まって話し合いができる場をつくっていくこととしております。

こういった会議につきましては、地域支えあい推進会議と称しまして、今年度は2月16日に牛牧校区で、また2月17日生津校区で説明会、それから2月23日には穂積校区で開催をされたところでございます。

これらの活動を行う予算につきましては御指摘のとおりでありまして、もとは介護保険財源からでございます。執行におきましては、校区の活動組織に福祉部門を設けていただくなど、受け皿を御用意いただきまして、市と委託契約を行うといった形で、協議体の体制整備、運営に係る経費に充てられるように進めております。

こういった面につきましては、事業の説明のいろんな御依頼をお受けしたり、受け皿の御準備ができた校区から進めさせていただいているところでございます。

特に、今年度におきましては、今ほど企画部長からのお話もありましたが、自治会連合会の会議や各地区での連絡会、またタウンミーティングの場などで御意見を伺ったり、話し合いを行ったりする機会がございましたので、私ども健康福祉部の職員や、また社会福祉協議会の職員も積極的に参加をさせていただいたところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 先ほども校区活動の中にありましたが、いずれ巢南のほうも、そうした西小学校区活動、中小小学校区活動をつくりながらやっていただけたらと思いますが、昨年の6月のときに私の一般質問の中で、これを中学校区活動にしてやっていけないかということ、そしてなかなか自治会長さん一人一人に非常に、先ほども申しましたが、負担をかけていく事業になってはなかなかそうした福祉活動につながらないというふうに思っております。そんな中を踏まえながら、昨年のことを踏まえて、そしてまた中学校区活動としても考えを一つとしてお伺いさせていただきますが、巢南地区が抱える問題と課題、そして今後把握されておられる部分がありましたらお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま巢南地域の課題というところでございますが、3校区について、歴史的に見ましても旧藩政村を基盤として、それぞれ独立した自治体であったというところでありまして、地域の特性というところについては、それぞれ持ってみえるところであると認識をしております。

さらに、現状の人口の増加や年齢構成、土地利用の状況からも、特に西・中校区と南校区の現状は、かなり異なってきたというふうに考えております。

いずれにいたしましても、それぞれの地域の課題を地域ごとに出し合い、取り組んでいくことが重要であるということを基本に考えております。

そうした中で、西・中校区につきましては、コミュニティーについては大変濃密なところがありますが、高齢化と人口減少が進みつつありますので、今後については特段の留意が必要というふうに考えております。

また、南校区におきましては人口増加の傾向にはありますが、将来の高齢化、あるいは現状の核家族化等によって世帯の孤立化等の懸念も考えられております。したがって、議員御指摘のとおり、今後はそれぞれの地域特性に合った体制整備が必要と考えております。

その中で、中学校区というお話でございますが、昨年の答弁等でも申し上げましたとおり、中学校区における集まりというものにつきましてはそれこそ歴史的なところもありますので、これについて私どものほうでどうするかということではないというふうに考えております。

しかしながら、先ほどの大きな目的のところに戻りまして、住みなれた地域で、末永く健やかに暮らすというところについては、小学校区というエリアの広さがよろしいかなというふうに考えております。

また、御指摘のとおり自治会長さんやら、あるいは民生委員さんやら、そういった方々、地域の方々が御負担になられるようではいけませんので、強制するわけでもなく無理なく、私どもの職員や、また社協の職員がお手伝いをしながら一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほどの若園議員の小学校区の活動についての御質問の中で、通告をいただいておた御質問が1つ抜けておりました。

まず御質問の通告をいただいたのは、校区編成は防災においても一番重要な組織と考えておりますゆえに急がれるのではないかという御質問をいただいておたと思います。それについて答弁させていただきます。

小学校区を単位とした組織づくりにつきましては、数年前からお願いを続けておりますが、地域共生社会というキーワードが国からも示され、その根っこになるのは地域力であると言われる中で、地域コミュニティーの基本となるのは、やはり単位自治会であることは間違いございません。一番身近な地域社会としてよりつながりを強めるために、各自治会のコミュニティー推進を意識した取り組みはより重要となってきます。

しかし、今後ますます少子・高齢化が進む社会状況のもとにおいては、住民に身近な圏域と

しては、やはり小学校区というのが標準的と考えています。単位自治会ごと、小学校区ごとに状況に違いはございますが、地域課題を解決する組織の規模としては問題を共通認識でき、かつ合理的に解決に向けて進む地域力を温存できている状況にあるのは、やはり小学校区であると考えます。この地域力こそが最も重要であると考えます。

地域力とは、地域のきずなの力です。地域の中の世代を超えたつながり、地域を思い、お互いに支え合うことができるコミュニティーの力です。防災も福祉も全て、基本はそこにつながります。その単位の枠の中で単位自治会や小学校区がありますが、それは役割分担であると思えます。単位自治会でやったほうがよいこと、校区で行ったほうがよいこと、それを皆さんで考えていくことが地域課題に立ち向かう第一歩だと考えています。

特に、議員御指摘のとおり、一番わかりやすく緊急性のあるのが防災です。自助・共助・公助の中で、共助の役割として大きな力を発揮するのが地域力です。日ごろのコミュニティーがいざとなったときに大きな力となり、人の命を救うことにもつながります。このことに気づかれた自治会長や校区の役員の方々は、ただ単に祭り事やイベントを行っているのではなく、防災や少子・高齢化に対応することを見据えた努力をしてみえます。

市といたしましても、今後協働の推進として職員が積極的に市民と一緒に話し合いを進め、地域力の向上に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、タウンミーティングを初め市民との話し合いの場へ積極的に参加くださるようお願い申し上げ、校区活動の答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 大変失礼いたしました。私の質問で忘れておりました、申しわけございません。また、防災についても、次にまた同僚議員も質問されると思いましたので、その点も考慮しております。

福祉部長の答弁の中でも、昨年6月の答弁の中にもございました。自治会長さん、そして民生委員さんと地域の協力、代表の方も入っていただきながら進めていくという必要性を感じておるところでございます。

先般も、文教委員としても民生委員さんとの懇談会なんかをやらせていただきまして、何とか議会のほうで反映できるようなところがないかいろいろ話し合ったところがございますが、なかなか大きな焦点の絞り込みが少し足らなく、我々のほうで耳だけかすという、聞く体制になってしまいました。そういった中でも、やはり民生委員さんのお仕事も一つ大変な中にあるというふうに自覚しておりますので、またその点、地域の皆さんとも協力しながら、こうした福祉のほうの活動に協力していけたらというふうに我々議員も思っております。

それでは、次に質問を移らせていただきます。

実は、最初に申しあげました市民と行政との協働参画で「ちょっと気になるまち」づくりを進めるために、市民の自覚、郷土愛も高まるとともに、子供たちの教育的効果を高く、そして財政面でもコストパフォーマンスはハイリターンなものになると思われまアダプト・プログラムの導入についてでございます。

アダプト・プログラムというのは、市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラムの意味でございます。市民が清掃美化を行い、行政がこれを支援する制度でございますが、瑞穂市においてはどのようなお考えで進めておられるかをお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） アダプト・プログラムとは、瑞穂市ではまだなじみのない言葉でございますが、全国的には420を超える自治体で実施され、255万人以上の方が取り組みに参加してみえます。

道路、公園、河川敷、駅前や公共施設など、地域の皆さんが清掃活動等を行って見守る取り組みのことを示します。アダプトとは、里親、養子縁組の意味の言葉で、地域愛情を持って公園等を見守る、育てるとの意味合いから名づけられています。行政は、その取り組みに対し、用具の提供、ごみの回収、ボランティア保険の対応やサインボードの設置などで活動をサポートいたします。

瑞穂市は総合計画やまちづくり基本条例により、市民協働を進める姿勢をお示ししています。このアダプト・プログラムは、まさに市民と行政が協働で進める事業であり、瑞穂市においても、方向性の一致した事業であると考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 全て私の資料、持っておる中を御説明いただきまして、お伺いするところがございませんが、それでは、行政が活動を支援し、行政と市民がお互いに役割分担を進めていく、この両者の定期的かつ継続的な実施ができるような環境は整えていただけるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） この活動のよい点は、誰もが参加できるさまざまな場所で実施できることです。その効果といたしましては、まちが美しくなるのは当然ですし、活動に参加した方のごみのポイ捨てもなくなります。地域に密着した活動を継続的に行っていただくことで、我がまち意識が生まれます。

また、副次的な効果といたしまして、地域のつながりも深まり、高齢者や障害者にも参加いただければ、その活動の場を広げることもできます。活動の大小にかかわる皆さんがつながって

きます。アダプト・プログラムは、市民協働のまちづくりに大変有効性が高いと考えておりますので、来年度以降、タウンミーティングの機会等を活用して市民協働で実施できるよう、市民の皆様と御相談しながら進めていきたいと考えています。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） こうしたアダプト・プログラム、要望されている自治会があるというふうに伺っておりますが、その自治会に対して、過小なりとても実施できるのかどうかお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） このアダプト・プログラムについては、西小校区の自治会長様のほうから御提案がございまして、そちらについて、今お答えしたような形で市民の方との合意形成を図りながら、これには予算も伴いますので、そこも含めて進める方向で今検討しておるところでございます。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） やはり進める以上は、岐阜市、大垣市、美濃市、それぞれきちんとした決まりをつくりながら市民と行政と協働体制でやっておるということでございます。

特徴を一つ、先ほどの説明の中であれば、具体的に言いますと、市民の役割例としては清掃活動、除草、花植え、違法広告撤去、砂まきなど。行政の役割としては、清掃に必要な用具の貸し出し、ごみの回収、サインボードの設置、ボランティア保険への加入というような大まかな特徴を抱えております。こうしたところは、やはり地域の力をかりながら美化を進めるというところで必要なところですので、ぜひともそういった中で行政の力をおかしたい、このプランを進めていただきたい。

来年ということですが、もう一度確認させていただきます。そのようなところをつくっていただけるというふうでよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほどお答えいたしました具体的な例といたしますと、水路ののり面における雑草が交差点において見えにくいということを地元自治会でやりたいといったときに、それを市民としてやっていただくには、やっぱり保険の問題やら用具の問題等があるということで、その点については、今後、都市整備部のほうと協議をしていきたいと思っております、そういった公園等でもそういったボランティアによる活動がいつでもできるような体制づくりを進めていくということで、来年すぐできるかどうかはまたこれは予算が伴いますことですので、そういった形がお認めいただけるなら早急にそういった措置をさせていただきたいと考え

ております。

[7 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7 番（若園正博君） ありがとうございます。

ここまで理解をしていただけたら、やっていただけるというふうに確信を持っております。

また、巢南のほう、小学校区活動ができつつあります。南・中地区におきましても組織していくというようなお声も伺っておりますので、ぜひともそうした校区活動を広げながら健康福祉のほうも活用していただきたいというふうに住民に徹底して周知していただけたらというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、7 番の若園正博君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3 時10分から再開をいたします。

休憩 午後 2 時54分

再開 午後 3 時10分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

12 番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○1 2 番（広瀬武雄君） それでは、議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、以下4点につきまして、通告どおり質問をさせていただきます。

第1点目は、31年度予算編成の特徴的な施策は一体全体何なのか。2番目は、認知症の人に優しいまちづくりに対してどういうお考え方か。3番目に、当市役所の窓口に通訳システムを導入すべきと考えるが、いかがなものか。4番目は、穂積中学校のテニスコートの工事の進捗状況と穂積中学校のグラウンド拡張計画の今後のあり方について。

以下4点につきましては質問席から詳細にわたりまして質問させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、第1点目の31年度予算編成の特徴的な施策は何かにつきまして質問をさせていただきます。

なお、答弁につきましては、なるべく簡略的な御答弁をお願いしたいということを冒頭に申し上げておきます。

通告どおり申し上げますと、今議会に31年度予算が示されましたが、その中身は大変多岐にわたっておりまして、相当なボリュームを要しておることは毎年のことでございますが、そのポイントはどこにあるのか、あるいは3番目に通告しましたそのポイントの中身に該当するかもわかりませんが、編成の中で何を重点的に進めようとしているのか。または、何を改革しよ

うとして臨んでいるのか、この辺につきましてまずもって御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの広瀬武雄議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成31年度予算のポイントということですが、予算の内容は議員御指摘のように多岐にわたっているところがございますが、まずは所信表明でも述べさせていただきましたが、平成31年度予算は第2次総合計画に掲げる施策を着実に進めていくという予算でございます。

この第2次総合計画は、平成28年に市長が、将来の瑞穂市のあるべき姿と進むべき方向を市民に示させていただいた、市の計画としては最も最上位に位置づけられている計画となります。

その内容は、「安全で安心して暮らせるまち」から「持続可能な都市経営のまち」まで、大きく分けると6つのまちづくりのための基本目標から構成されております。それぞれの基本目標を達成するために、さらに24の施策分野に体系づけし、事業を進めていくものとなっております。

議員の言われる多岐にわたっているということですが、この第2次総合計画の6つの基本目標全てが市民の皆様、さらにはまちづくりにとって最も重要なポイントだと考えていますし、またその基本目標に掲げる施策を着実に実行し、完成に持っていくということが市民の信託を得る首長の姿勢として最も大事なことだと考えておりますので御理解願います。

具体的な内容としましては、議員ごらんいただけますように予算概要の4ページにあります基本目標ごとに主要事業、あるいは二重丸の拡充事業、星印の新規事業ということでそれぞれ掲げさせていただいておりますので割愛をさせていただきますけど、大きな事業として考えておりますので御理解のほどお願いいたします。

また、3番にあります予算の編成における重点事項及び改革という御質問でございますが、予算編成においては何を重点としているかということですが、ここまで答弁させていただいたとおり、第2次総合計画の事業を着実に進めるということでございます。

ただ、平成31年度予算編成方針では、これまでの合併による地方交付税の加算や合併特例債がなくなることや、扶助費など義務的経費、またインフラの老朽化による維持管理費など、今後の市の財政運営はこれまでと違って厳しくなること、そしてそうした状況の中で事業を精査し、優先事業を選択し、限られた財源の中でスクラップ・アンド・ビルドの徹底、一般財源の抑制、財源の確保、将来を見据えた予算要求を基本方針とした身の丈に合った予算編成をするよう市長より指示をしたところがございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 要は、今の答弁を聞いておりますと、第2次総合計画に基づいて全ての分野にわたりまして編成されているということは、前回の質問でも確認したところござい

ますが、そのころはこれからやるという時期でございましたので、まあ、そうかなということ
で理解をしておりましたが、このような形で我々の手元へ予算編成が案として上がってくる中
で、再度同様の質問をさせていただいたところでございます。

ならば、編成の過程において、総合計画の中にも記載がされておりますが、実施計画が2年
間で、事業内容は毎年見直すローリング方式になっているけれども、その見直しをした上での
予算編成を今回は提示されているのかどうか。当然されていると思いますが、再確認のために
確認をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 実施計画の見直しという点でございますが、まず実施計画につい
ては第2次総合計画の6つの基本目標で定めた各分野ごとの主要施策を進めていく中で、議員の
言われるように、向こう2年間の事業計画を策定したものが実施計画となっております。毎年
度、この実施計画を見直しているところでございます。

そこで、この実施計画の見直しについてですが、当初予算編成に入る前に実施計画に掲げた
各事業のヒアリングを実施しておりますし、そのヒアリングの中で事業の計画性、公益性、事
業の時期（緊急性）、合理性（効率性）、将来性の5つの評価基準からそれぞれ判定区分をA
からDという4つの区分に分け、評価、見直しを行っているところでございます。この事業ヒ
アリングでの評価、見直しをもって新年度の予算編成を行っていくという方向となっていると
ころでございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） その分野につきましては再質問はいたしません、確認の意味で予算
編成についての質問をさせていただきました。

次に、同じく予算編成の中身におきまして、現在注目されております大月多目的広場整備事
業の件でございますが、通告にも書いておきましたが、この整備事業につきましては全体像が
わからない。そういう中での予算のよしあしをこの議員、あるいは議会にその判断を求めるの
はいかがなものかという点と、逆に我々の側からいきますと、大変その判断をするのが困難で
あるということを申し上げるところでございますが、その点につきましては担当部の御見解を
お聞かせいただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 私のほうからは全体の話させていただきます。

（仮称）中山道大月多目的広場整備事業につきましては、整備方針を「いつでも誰でも利用
できる芝生を中心とした公園」と定め、整備基本計画に基づき、平成31年度に工事を着工する
予定となっていました。

ただ、実施設計において、事業費の総額が6億1,000万と積算された状況の中で、当市の予算規模や、あるいは財源の確保などいろんなことを勘案した結果、3年間の継続事業として予算措置をすることを決めさせていただきました。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 今の答弁は予算編成担当部の答弁でございますが、該当する部は教育委員会ですね。教育委員会からの見解をお願いしたい。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 大月多目的広場の整備でございますけれども、今までワークショップとかをやってきました。そしてから、検討会議というのもやってまいりました。その都度、文教厚生委員会協議会、全協で話をさせていただいてということで進めてきたところでございます。

今回は、基本計画が大体まとまりましたので、ホームページにも張らせていただいてイメージ図も出させていただいております。そういう形で粛々と進めてきたということでございます。その意思形成をして、それと同時にまた計画をまとめていくということで、詳細設計のほうもお話しさせていただいて、補正予算を組んでいただきまして今回進めているということです。今のところは基本設計と詳細設計を進めておまして、今回の議会で8月の末までにということで繰越明許費をさせていただいております。どんどんということで、年度単位でいきますと仕事の時間がかかります。早目に繰越明許をさせていただくとか、そういう形でいろんな手法をとりまして進めさせていただくということで進めております。

詳細な説明がなかったと言われますけれども、私どものほうでは一応話をしていたというつもりでございます。

ただ、なかなか伝わっていなかったというところは、文教厚生委員会、全協のときにも、総務委員会のときにもお話しさせていただきましたが、説明させていただきましたけど伝わっていなかったというところは、なかなか難しいものだなというふうに思っております。

ただ、当初の計画どおり今進めているところでございますので、お願いしたいと思っております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ただいまの山本次長からの答弁は、詳細については十分皆さんに御説明したつもりであると。つもりであったとしても、我々の受け側はその認識の中にはないということでございますので、例えば具体的に申し上げますと、文教協議会に、あるいは総務委員会に設計の図面は出てまいりましたけれども、それから31年、32年、33年度の事業内容も概略

は簡単に書かれておりますが、それでいて6億の認定を審議せよと言われてもとてもできない、はっきり申し上げて。だから私は、ちょっと話は少し飛びますが、総務委員会において、大月多目的広場整備事業の年度別事業明細を出していただきたいと、こう申し上げたところ、委員長を含め執行部側は、業者にその数字が漏れるかもしれないのですぐ回収するべきだということで、それはそのとおりに回収いただきました。

しかしながら、目を通すだけで、審議の資料には全くならないわけですね。したがって、そんな感覚、考え方があるのならということではっきり申し上げまして、公文書公開請求書を私は昨日、提出いたしました。ぜひとも公開いただきたい。できるならば、議会最終日前までに公開いただきたい。この場をかりて、その分も含めてお願いをしておきたい。

というようなことで、いわゆる詳しい資料を本来は出すべきなのに、それが出せないということは、それなりの6億に至った経過が我々はわからないんですね。全く大日コンサルタントのみにお任せして、ああ、そうですかということで、もうちょっと安くなりませんかねということで、ひょっとしたら7億が6億になったかもわかりません。これは実際に入札に対応すれば、ひょっとしたら5億になるかもわかりません。

だけれども、それは別問題なんですよ。いわゆる6億という枠をこの議会で承認していただきたいという申請が出ている以上は、6億が妥当であるかどうかということ審議しなければならないわけです。それができない現状にあるということに私は違和感を感じると。この点について先ほど来、山本次長は私たちとしては十分説明したつもりであるがというおっしゃり方ですが、逆にこの提案をされた側の市長や副市長はどのようにお考えか。あるいは、査定のときにどのように査定されたのか、この辺もちょっとお聞かせいただきたい。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 中山道大月の多目的広場につきましては、以前はあそこに競技場をつくるというお話がありましたが、それについてはちょっとということで、新しくどのように活用するかということで協議を進めてきたところでございます。

これにつきましては、いろんな機会を捉えて皆さんの御意見をいただきながら進めてきておるわけでございますし、30年9月にはこうして基本計画をということで説明書を皆さんにお渡ししておると思いますが、具体的にどんな遊具で、どんな場所にどういうものをと。それぞれの遊具等についても、大体どのくらいのものですよということも含めて皆さんに提案をしがてら、皆さんの御意見を聞くということを進めてきたところでございます。

おおむね、その都度その都度、皆さんの御意見を聞きがてら、またホームページにその概要が載っておるかと思っておりますので、その詳細につきましてはここで御説明申し上げませんが、そうした機会があるごとにほぼこの3年、4年間ぐらいをかけて進めてきたと思っておりますので、おおむね事業シートの中でも12月では2年ぐらいでできんかなということで上げて

ありましたけれども、どうしてもやっぱりちょっとおくれておるのでということで3年またぎになりますけれども、来年度の後半からということで考えておりますのでよろしくお願い致します。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 今の副市長の答弁から判断いたしますと、そういうものを渡してあるからそれでいいんじゃないかというような言われ方かと思われま。

しかし、我々はそれを中心にいかがなものかということで、いろいろ検討をしたり、あるいは担当部を呼んで説明を求めたりした経緯は全くないわけですね。やらなかったのが悪いとおっしゃればそれまでですが、そういう環境下にはないんですよ。渡しただけなんですよ。説明したと言っても質疑とか討論とか、そういうことの場合での渡し方ではないんですよ。だから、我々は渡されたものを見て、ああ、こういうことか程度のことしか考えられなかったというのも現状であります。

要は、何が言いたいかという、先ほど来申し上げましたように、この予算書を提出する。今、過去形の話は答弁されましたが、現在の話をして、予算書が提出された。それと同時に、それについての説明書をもっと詳しく出すべきだというのがいろいろな書物を読んでも十分に記載されておる。

例えば予算とは、毎年度における収入と支出の見積もりであり、計算書であると。同時に住民に対する行政サービスの計画書であると。また、将来にわたっての財政負担に対する計画書でもあると、こういう書かれ方をしております。

にもかかわらず、我々はじっくりとこれを協議、あるいは討論する機会に今まで恵まれなかったということですね。それは、そういうものを出したからやればいいたろうというような問題でもないと思います。したがって、私は今回のこの件が、計画そのものに反対するわけではないんです。今言われるように、大月多目的広場はかねてからの課題であるということは、いわゆる第2次総合計画の76ページにも書かれております。だから、我々もそれは認識しておりますが、出てきた数字がいかに大きい。なぜ6億なのか、6億でないといけないのかという点、ある人の話によりますと、そんな明細を出したって、ある委員会に私は傍聴に行きましたが、専門家でないあなた方がそんなことを判断できるのかという議員もおりました。

しかし、議員の中にはいろんな方々がいらっしゃいます。素人であっても、専門的な方に教えていただいたり、いろいろしてやることもできるんですよ。それと、専門的でなくても議員としてのいわゆる考え方、あるいは市民の代表である議員としての方針、そういうものがそういうところの判断の中に入り込んでくるわけですから、そういう詳細な明細を出して、やはり審議に真剣に応じていただきたいというのが、本来、行政側の私は態度だと思うんです。

一説によると、そういうものを議員に渡すと、先ほど申し上げたかも知れませんが、業者に渡ってしまうかも知れないからと、そういう議員を信頼しない変な感覚がよぎっていると。ならば、執行部側は大丈夫なのか、逆に言うと。執行部は、その詳細を知っているわけですよ。執行部側が、じゃあそれを漏らさないのか。我々は逆に言うと、執行部が漏らすんじゃないかというような考え方にしかならないということですよ。

漏らせば犯罪行為ですよ。議員だって漏らせば犯罪行為ですから、漏らすはずがないんですよ。それをそういう理由で渡さない、あるいは戻せ、そんなばかげた、いわゆる予算の審議はどここの議会に行ってもないと私は思いますよ。

こういうことで、私の言いたいことは、いかにも多額な予算であると、大月広場についてはもっと減らせないのかという部分に私がかねてからそういう考え方を持っていると。議会は検査権とか調査権とか監査権もいろいろ持っております。あるいは議員もそういう権利を持っております。万が一これが通ったとしても、その辺のところの権利を行使してでも、なぜそのような金額になっていったのかということを検証してきたいと、今から申し上げておきたいと思えます。

時間の都合もありますので、私の大月多目的広場整備事業に対する考え方については理解はいただけなかったかも知れませんが、ある部分、考え方だけ理解はいただけたものと考えまして、この予算編成の中における次の、いわゆるICTによる自治体経営からAIを育てる自治体経営と進化すべく予算編成ができていくのかどうかということですね。

現在、あらゆるところでこのAIというのが、きょうもある議員が質問されましたが、やはりこれは見て見ぬふりをして見過ごすわけにはいかない時代が来たかと、こういうことで、いつも瑞穂市は他市町からおくれて何でもおやりになる。だから、最近、近隣の大垣市も市役所が新しくなるそうですが、電子市役所というフレーズで新聞に出てまいりましたね。というようなことで、もう教育部門だけにおいていろいろなそういう分野に予算を費やすのではなく、教育部門も大事ですから費やしていただいて結構ですけど、行政部門もそういう部分にもっともっと予算を使ってはどうかと。それから、他市町から先進地として、いわゆる研修に来られるぐらいの模範的な市役所、そういうものを構築していかれたらどうかと思うんですが、その辺の御所見を伺いたい。

市長さん、どうでしょう。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまのAIの関係でございますが、公共サービスの向上に向けた行政機能の質的進化を実現するには、現在、自治体経営においてもICT、いわゆる情報通信技術の活用や、さらにはAI、人工知能の活用と共存が必要不可欠となってきております。

将来、AIや、あるいはPPPとあって、パブリック・プライベート・パートナーシップ、

いわゆる官と民とがともに考え、ともに行動するというようなことの取り組みと両輪となって進めていかなければならない時代がやってきております。

A I とは、人間の知的な振る舞いの一部をソフトウェアを用いて再現したもので、経験から学び、新たな入力に順応することで実行しております。チェスをプレーするコンピューターや自動運転車などが最近耳にする事例でございます。

そこで、A I 導入に先立ってまず必要なことは、自治体内部でA I についての認識を共有することが必要であり、1 番目には、A I は目的でなく手段であること。2 番目に、A I は万能ではなく、まだ発展段階であるということ。また、3 番目で用途とゴールを明確にすること。また、4 番目にはA I 導入と業務・組織改革を同時に実行しなければ大きな成果は見込めないこと。5 番目に、一旦導入しても固定化せず、常に見直す必要があることなどを認識しております。

このような事業を展開するには、職員の対応能力や知識の向上を図る必要があると思います。瑞穂市においても、平成30年11月19日には岐阜県市町村行政情報センター主催で開催されました平成30年岐阜・西濃・中濃地域市町村情報化研究会に数名の職員が参加し、R P A 導入による業務の効率化について、他市町村の実証実験の例を把握してきたところでございます。

このR P A とは、ロボティック・プロセス・オートメーションということで、人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により定型的な事務作業を自動化、効率化することであり、R P A 導入のポイント、適合する作業条件としましては次の3つが上げられます。

1 目、一定のルールがあるもの。2 目、繰り返し行う大量業務。3 目、デジタル化されているデータを扱う業務です。

愛知県の一宮市や茨城県のつくば市の市税業務におけるR P A 実証実験などが紹介されております。そのほか、この平成31年、最近来たばかりの総務省からの通知であります。A I を活用した事例では、ケアプランの作成、あるいは議事録の作成、あるいは保育所の利用調整業務の省力化などが紹介されておりました。

総務省におきましては、平成28年10月から社会全体におけるA I ネットワーク化の進化に向けた社会的、経済的、倫理的、法的課題を総合的に検討することを目的として、産学民の有識者の参加を得てA I ネットワーク社会推進会議を開催しております。この会議において、A I ネットワーク化の進展に伴い形成されたエコシステムの展望や、A I の利活用において留意することが期待される事項について検討が進められ、平成30年7月には報告書2018が公表されております。

また、30年の9月には、地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I ・ロボティクスの活用に関する研究会を立ち上げ、その第1回の研究会が開催されております。

当市としましても、こうした国の推進会議の報告書や研究会の内容等を踏まえ、国の動向を

注視して進めていきたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 大体のことは推測しておりますが、二重になるかもわかりませんが、ICTや人工知能AIといった先端技術の積極的な活用により行政事務の効率化に向けて、地方自治体の間ではパソコンの処理業務を自動化するソフトウェア、今、部長が言いましたRPA、いわゆるロボティック・プロセス・オートメーション導入の動きが高まっておるんですね。

具体的には、大阪市あたりでは、2016年3月にICT戦略を策定し、市長直轄のICT戦略室を中心として全庁的にICT活用を推進しております。その一環として、部署的には戸籍謄本事務におけるAIを活用する取り組みが行われているようでございますし、関連法令や前例をAIに覚えさせまして、職員が求める情報に短時間でアクセスできるように対応すると。それから、職員の知恵袋と名づけられた。現在は東淀川区と浪速区で実施しており、今後は全区展開も見据える予定であるという、ある専門誌の記事がございます。すなわち、企業だけでなく自治体からもふえる一方の仕事に対してマンパワーが不足しているとの切実な声が、特に東海地区では上がっております。定型的なパソコン処理業務をRPAに置きかえることで、企画や調査、相談窓口業務など住民サービスの向上につながる時間の創出に寄与すると期待されるわけでありますので、いわゆるRPAの導入によって職員の時間外労働の削減や有給休暇取得などが進むと見込まれるということで、自治体みずから働き方改革に率先して取り組むことで、地域企業、団体に範を示すべきだと、こういう記事がございます。ぜひとも瑞穂市も、その範を示していただきたい。したがって、今年度の予算編成、31年度予算編成の中には一向にこのような、教育部門においては通信技術についての予算化はされておりますが、行政側にはほとんどない。全くないと言っても過言ではありませんけれども、もうそろそろその辺の感覚を改めていただきたいと、かように思うところであります。

以上、この件につきましては終わりますが、またもとへちよっと戻らせていただきまして、私の考え方を若干述べますと、大月多目的広場についてちよっと戻らせていただきますならば、いわゆるホームページにいろいろ書かれておるといふ今の副市長の答弁でございましたが、それによりますと、3年間にわたって6億を分割して使っていきますよという内容で、今議会で1億を認めることがイコール6億1,000万を認めることになるという、この前の総括質疑での内容でもございましたし、各委員会での質問でもそういうことでございました。したがって、ホームページの内容を見てもみますと、そのホームページの中から推察しますと、いわゆるワークショップをやっている場所も巢南でやっているんですね。確かに地元ですから、それはいいです。

だけど、地元でないところでワークショップをやって、地元でない人たちの参加を求めて、

その辺の意見も聞いて、その折衷案でどうなのかというのが本来のやり方ではないかと、私はそう思います。だから、そのときに、いや、旧穂積の人も参加していたよというのは、じゃあ何人いたかと。当然このホームページから推測しますと、地元の方々は当然やっていただきたい、こうしていただきたいというのは当たり前の話なんですよ。

だけれども、それを6億かかるよ。6億かかるけど、そうするんですか、いいですかというワークショップをやるべきだと私は思うんです。そうすると、いや、そうもかかるなら、例えばの話ですよ。この部分はやめようとか、この部分は希望しているけど、やっぱり遠慮しようとかかいうようないろんな意見が出てくると思いますし、委員会でも申し上げましたが、いわゆるパブリックコメントでも反対意見にどのように対応されたか。反対意見も、民主主義の世の中は賛成多数で全てが決まるのではなく、御存じのように反対意見こそ大変貴重な意見であると。それをどのようにこの6億の中へ反映されているのか、この辺も含めてこの予算編成の件については私の考え方を述べて終わらせていただきます。

次に移りたいと思います。

認知症の人に優しいまちづくり、これにつきましては健康福祉部長によろしくお願ひしたいと思いますが、31年度予算では、認知症総合支援業務に1,655万6,000円の予算計上があります。これも第2次総合計画にうたわれております金額とほぼ一緒の金額でございますが、幅の広い業務を行うことになっていることは承知しておりますが、厚労省は団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、2015年1月に新オレンジプランを策定しました。そのきっかけは、既に皆様御存じのとおり、某議員も御質問されましたが、2007年の大府市の列車事故で家族の監督責任のあり方が大きくクローズアップされました。

そのような中、隣の本巢市、あるいは北方町でも、4月から認知症の人を対象に公費で民間の賠償責任保険に加入する個人賠償責任保険事業及び徘徊時に早期発見のためにQRコードを靴や衣服に張ってもらう事業を行うとのことであります。その辺も含めまして、先ほど来申し上げておりますように、瑞穂市は他市町より全てのことにおくれをしているという部分も含めまして、本巢市や同じ広域連合メンバーの中よりもおくれをしているということで、今予算にそれが計上されるべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの広瀬議員の御質問にお答えをいたします。

前段の御質問の傷害保険の関係でございますが、全国的には、今お話のありました愛知県の大府市、あるいは神奈川県の大和市、東京都でも葛飾区、中野区等々、また本巢市や北方町でも計画があるということについては承知をしております。

これらのところに概要などをお伺いいたしますと、全額市町が公費で負担をするというものでもあります。また、この点については財源等々、今後の動向であるとか、あるいは対象者の

把握について考慮していく方法があると考えておりまして、現段階では動向を注視していきたいということを判断しておりまして、予算には上げてございません。

また、本人の衣服や靴などに張りつけるQRコードについてでございます。これについては見守りを重点としたもので、コード上に連絡先等々にかかわる何らかの情報を埋め込んでおいて、行方不明等々の通報があつて、またそのような方を見かけたときには、そのコードによって御本人を把握するといった内容であるということについては承知をしております。これについても現段階では動向を注視しておるといふところでございまして、支援できる方への事前の登録や、また市民の皆さんへの制度の周知といったところが活用の鍵となるように考えておりまして、新年度の予算には上げてございません。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 再度御登壇いただかなくてもいいんですが、ちょっと再度質問しますが、じゃあ、現在、瑞穂市では認知症と認定される人は何人ぐらいでしょう。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） これにつきましては、正確な数字で何人というふうにはなかなか言い切れないところがございますが、昨年度に策定をいたしました高齢者生き生きプランの中では、およそ1,500人ほどというふうに推計をしております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 今、部長のほうからいろんな市町のほうでもやっているという御答弁がありました。私の調べました資料の中には神戸ですね。神戸も神戸モデルと言われるぐらい全国へ波及している制度がございます。これは今申し上げたようなものも全て包含しておりますが、やはり基本は、神戸市の感覚は、認知症に起因する負担を社会全体で分かち合うという見地から、いわゆる認知症神戸モデルの仕組みができ上がったと、このように述べております。したがって、そういうところをいつまでも勉強しているばかりではなく、実施するという方向にかじを切っていただくことがやはり市民に対するサービス、それこそおっしゃるように安全・安心につながるものと確信しております。

だから、ぜひとも、急ぐのであれば補正予算を組んででも、これはやるべき事柄かもわかりません。31年度予算には入っておりませんが、必ず32年度予算には反映させていただくことを念願しておきます。

時間の都合もありますので、次に移ります。

今度は市民部長にお願いしたい。

いわゆる当市役所の窓口に通訳システムを導入すべきと考えるが、いかがなものかと。

なぜかと申しますと、本日の質問にもございましたように、教育委員会からの教育委員会議事録を見ておられますと、教育長さんが、やはり最近では外国人生徒という表現がいいのか悪いかわかりませんが、そういう方々が随分ふえたと。先ほどの質問と御答弁の中にもございましたが、そういうことから推測しますと、瑞穂市役所に来庁される外人もふえているのではないかと、こういうことが言えるわけですね。その辺を含めまして、どのぐらいの外国人の来庁者が月平均あるか、あるいは年間でどのくらいあるかを含めまして、この辺の通訳システムを導入することにどのようなお考え方をお持ちなのか、市民部長に御答弁を願いたい。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

瑞穂市におきましては、外国籍の方の転入・転出等の異動や婚姻、出生等の届けについては月平均、約100件の対応を行っております。

現在、瑞穂市に居住されております外国住民は、永住者や技能実習生などとして入国されている方が多くを占めております。

技能実習生に関しましては、来庁の際、会社の方が付き添われて来られるのがほとんどで、その付き添いの方の指導であるとか通訳によって、支障なく手続を行っているところでございます。それ以外の個人的に来られる方につきましても、友人の方であるとか知人など日本語のわかる方に同席をいただいて対応をしているところでございます。

今後につきましては、本年4月から在留資格の新たな創設がされることから、さらなる外国住民の増加が予想されております。通訳システムにつきましては、市民課のみならずほかの課の窓口対応にも関連してくると考えられておりますので、今後、連携をとりながら検討していきたいと考えております。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ただいまの答弁によりますと、そろそろやっていきたいという御答弁でございますが、正直申しまして、ちょっと取り寄せました資料を申し上げますと、お隣の三重県の鈴鹿市が試行的にもう12月からやっているんですね。インターネットでの資料を読みますと、120万くらい税込みでかかっているよと。機械は2台分くらいということで、実を言うと、向こうの担当部に私も電話しまして、どういうふうでやっていらっしゃるんですかという問い合わせをしております。ぜひ研修に来てくださいよというふうに促されましたが、やはりこれも、どこの市町でもこれから外国人、外国籍の方々がふえると、国会でもいろいろな形で承認されておりますことから鑑みますと、今以上にふえていくということを考えると、やはり窓口で日本語がわからない、わかりにくいということで不満を持って帰られる方々が、やはりこの機械を使って、業者が中へ入るわけですが、いろんな外国語のパターンがございませ

て、一回よく研究していただきまして、瑞穂市も試行的にこれを採用していくと。試行的にやってみたらだめでいいんですよ。試行もせずに何もやらない市役所であっては、外国人の方々もやはり市民ですから、不満を持って生活しなければならない、あるいは十分市役所の言っていることがわからないというままに子供の教育もしていかなければならないということでは、トータル的に不満分子になってしまうのではないかと懸念するところがございますので、ぜひともひとつ早期に多言語通訳システムの試験導入、これをお考えいただくようお願いいたします。

もう一度、市民部長、どうですか。お考え、その場で結構ですからおっしゃってください。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） おっしゃるとおり、そういった通訳システムという手もあります。いろいろな資料を取り寄せておりまして、携帯端末を使ったものであるとか、タブレット端末を使ったもの、それから実際、近隣の市では通訳の嘱託職員を雇用しておるといふようなところもありまして、そういったところを総合的に検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） それじゃあ、よろしく願いいたします。

それでは、あと11分ですので、次の項目に入らせていただきます。

これは教育長並びに教育次長に御答弁いただくことになろうかと思いますが、以前にも私は同様の質問をしております。

穂積中学校のテニスコートの工事の進捗状況と、穂積中学校のグラウンド拡張計画について、どのようになっているかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） それでは、まず初めに穂積中学校のテニスコート工事の進捗状況について説明させていただきます。

現在、土木工事と建築工事をそれぞれ行っている状況です。さきに発注しました土木工事の2月末の進捗率は90.0%です。残りの主な工事は1.5メートル及び4メートルのフェンスの設置と植栽の植樹などとなっております。

また、建築工事の2月末の進捗率は94.1%で、浄化槽上部の張りコンクリートやセンターネットの設置、クラブハウスの建具等の微調整等の附帯工事のみとなっております。

続きまして、中学校のグラウンド拡張工事のほうですけれども、グラウンド拡張工事の計画につきましては、現在、土地測量をしながら隣地地権者と境界立ち会いを実施しています。その後、底地に水路の青道とか、道路の赤道というものが現在の地目である宅地に地目を変更し

まして、中学校敷地を現状に合わせた形で登記し直します。土地の整理ができましたら拡張工事の測量設計に移りたいと考えていますので、早ければ9月補正にて測量設計を予算計上する予定であります。

そして、測量設計を実施後、2020年度以降に拡張工事を予定しておりますが、グラウンド拡張整備事業を進めるに当たりまして事業費も高額となるため、また財政状況も見ながらの整備となりますので、御理解を願いたいと思います。

なお、今現在ありますテニスコートのほうは、穂積中学校と協議をした結果、支柱の基礎があるんですね。それとかライン等を消して、拡張工事が始まるまでは各種部活での活用ということで、サブグラウンドとして有効的な利用を今考えているというところでございます。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 私も現場を見てまいりましたが、ほぼテニスコートは完成しております。以前の私を初めほかの方々の御質問にもありますように、コートは今までのクレーコートから雨天時にも活用できるオムニコートで検討していくという次長の答弁がありました。それは間違いないですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の段階では、状況がまた何か、地盤沈下等々あるといけませんので様子を見ています。前回のときにもお話しさせていただきましたが、またその後の沈下の状況等々を見まして、またその後に対応させていただきたいと思っておりますので、今のところは、この間は状況を見るということで思っております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） そうしますと、生徒はそのテニスコートをいつから使えるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の工事は3月末までの間に終わりますので、4月からということになります。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） それでは、先ほど来御答弁がありました中学校の拡張工事は、本年度、来年度予算が提案されました中に少しだけ予算計上されておりますね。それを発端として進められるというふうに認識しましたが、いろんな進めていく上での障害もあろうかと思いますが、どのぐらいの工程で完成させる予定ですか。

実を言うと、以前から私、この件について質問しておりますが、いわゆる穂積中学校のOBの皆さんを初め関係各位からは相当関心が高いんですよ。わかたけ祭をやるにしても、大勢の生徒が狭い運動場で一生懸命やっている姿を見るにつけ、早く運動場を拡張してあげたらどうでしょうという声が増んに出てきているということでその辺を、いろんな障害もありますでしょうが、最短コースで仕上げていくという方向づけを考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、2020年度以降に拡張工事を予定しているということで、今、土地の整理等々、登記等々がありまして、また何が出てくるかわかりませんので、またそこは横堤があるんですよ。その横堤の問題もありますので、そこら辺の問題も地元とクリアしなきゃいけませんので、はっきりと今、時間についてはいつまでということちょっと申し上げにくいという状況でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） それでは、その中学校の運動場拡張工事はどのぐらいの費用を見込んで考えていらっしゃるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今のところは、まだ細かいところまでは積算しておりません。クラブハウスだとか、いろんなものを動かさなということもあります。トラックをどういうふう配置するのが一番いいかということもまだ固まっていない状況ですので、まずは土地そのものをきれいに直すところから始まりますので、御理解願いたいと思います。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） それでは、最後の質問になりますが、その完成間近のテニスコートに、いわゆる最初は池を買ったんですね。前市長が池が安いからといって議会に提案されまして、某赤坂の企業から買ったと。

ところが、池がために相当地盤が固まらないということで随分時間を要したという、そのロスはお金にかかわらない生徒たちの残念さが目の当たりに浮かぶわけですね。だから、安いものを買うということについて非常に反省させられた点多々あるわけですが、場所的にも決して悪いところではありませんのでいいんですが、トータルで普通の土地を買うよりも相当何かお金がかかったような気がします。最初から完成までにどのぐらいの費用がかかったのか把握していらっしゃいますか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 土地購入費と、それから埋め立て工事がその1、その2ということで2回に分かれて埋め立ての工事をやっております。それから、整備工事の設計業務とか造成工事、当然整備工事、今やっている整備工事ですね。その辺を合わせまして3億700万ほどの経費がかかっていると思います。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

いわゆるその程度かかったことがよかったのか悪かったのか、いたし方なかったのか、この3つのうちの一つですけど、完成した以上は効率的に、しかも安全に使って、生徒たちが満足できる対応をぜひ教育委員会のほうでもお力添えをいただきたいと。あわせて、何回も申し上げますように、中学校のグラウンドの拡張工事には、支障はあるものの早目をお願いしたいと。

でないと、以前より運動場が広がりますよということを生徒たちにも言っているんですよ、学校当局は。

ところが、毎年毎年なかなか広がらずに卒業していってしまうということで、大変卒業生の皆さんに対してはかわいそうだなと思う節も正直言っておりまして、ぜひひとつその辺を含めてお願いしたいと思います。

最後になりますが、またちょっともとへ戻りますことをお許しいただきたいんですが、今のテニスコートからふと思いますに、巢南中学校にもテニスコートがありますね。あれは2面なんですかね。だから、今の大月多目的広場に、あのテニス場を移動したらいかなものかという案もなきにしもあらずですね。そういうことをおっしゃる方も、実を言うとあったことはあったんです。

だから、そういう意味で、先ほどの私の当初の質問も含めましてまだまだ検討する余地があるよと。ワークショップももっと2回、3回と場所を変えてやってもいいんじゃないか、そうするとそういう意見も出てくるよというような参考意見を申し上げて、本日の私の質問を、まだまだ言いたいことがあります、時間でございますので終わらせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、12番の広瀬武雄君の質問は終わりました。

続きまして、3番の北倉利治君の発言を許します。

北倉君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番、瑞清クラブ、北倉利治。

今、議長のお許しを受けましたので、平成最後の一般質問を行いたいと思います。最後までおつき合いを願いたいと思います。

質問は3つで、1つ目は瑞穂市の文化財についてを教育委員会にお聞きしたい。2つ目は、先日、若井議員さんが出された健康ポイントという質問に関連があり、介護予防事業について

を福祉部のほうに聞きたい。3つ目も、先ほど若園正博議員が言われた防災にちょっとかぶるような質問であります。3つを質問席でしたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、文化財についての質問であります。

瑞穂市は、明治39年に旧国鉄が、JRですが、通り、昭和49年に国道21号岐大バイパス2車線が開通したということで、岐阜市と大垣に挟まれた中、発展してきた新しいまちということだと思います。そのために、市全体に残る歴史遺産というのは、中山道宿以外にたくさんは聞かれないと思っております。

そこで、質問です。

瑞穂市には、どのような文化財があるのかお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 北倉議員の文化財についての御質問にお答えします。

今、市内にはどんな文化財があるかという御質問でした。昨日も今木議員が見せられました瑞穂市ガイドブックというものにも載っておるわけですが、この中を精査しますと、このように書いてあります。

文化財は、全て合わせますと63件ございます。

種別という分け方をしますと、有形文化財、記念物、民俗文化財となります。

また、指定の区分で分けますと、県の指定の文化財と市の指定の文化財の2つになります。県の指定文化財は3件ございます。

3件の内訳は、有形文化財としての彫刻が2つ。この彫刻というのは仏像のことです。具体的に言いますと別府観音、そして呂久にございます釈迦如来像の2つです。もう一つは県指定の天然記念物です。これが藤九郎ギンナンとなっております。

続いて、市の指定の文化財についてももう少し詳しくお話をしますと、建造物が1件。これは居倉にあります天神神社の本殿でございます。それから、彫刻が11件、これは全て仏像となっております。それから、工芸品が4件。この中に、いわゆる別府細工も含まれております。あとは書籍が5件、歴史資料が4件、古文書が2件、天然記念物が8件、史跡が22件。そして、有形民俗文化財として1件と、無形民俗文化財が2件ございます。

この最後の無形民俗文化財には、美江寺のお蚕祭り、そして雅楽の五音社が指定をされております。これらの文化財は、毎年行っております瑞穂市文化財保護審議会において承認されたものが、市の指定等の文化財として登録されることになっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 今の御説明で、無形文化財というのが2つあるということで、その中に五音社、私たちが通常言う宮田雅楽というところがあります。

私は、平成2年にこちらの宮田のほうに移ってきまして29年になります。地元の宮田の春の大祭では、毎年、宮田雅楽を聞いてきました。しかし、恥ずかしい話、市の無形文化財だったというのは最近知ったわけなんです。

毎年見ていますのでわかるんですが、今、活動されている方の年齢が高くなり、新しい方が入ってくるというようなことが全くないんです。もちろん、この楽器も特殊な楽器なのでなかなか簡単に使えないというものの原因ではあるかと思っております。

しかし、無形文化財というのは有形文化財と違い活動される方がいなくなると途絶えるという状況になると思います。無形という文化財を継承していくのは大変難しいことだと思っておりますが、このような無形文化財を教育委員会はどのようにバックアップ、支援されていくかを教えていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 議員御指摘のとおり、無形文化財は活動される方が非常に大きな問題になってきます。現在、高齢化によって後継者育成の問題が一番懸念事項だと考えております。後世まで継承していくためには、いかに支援していくかが今後の課題であると教育委員会も認識しております。

そこで、継承への第一歩としましては、まずは市民の方に瑞穂市の無形民俗文化財のことにについて知っていただくことが重要であると考えます。いわゆるPRをきちっとするというところでございます。

例えば毎年図書館で開催しております瑞穂市企画展、この関連事業として「古典の調べ雅楽と舞」というものを本年度は位置づけて開催いたしました。

具体的には、議員がおっしゃられるように宮田雅楽五音社の方々の協力を得て、雅楽の演奏会を開催したところでございます。図書館の来館者を含めまして、多くの方にごらんいただきました。このように、まずは市民の方々に周知の場を継続的に設けていくことが、まずは後継者の発掘へとつなぐことができないかなという考え方を持っております。

また、議員言われるように貴重な楽器ではございますが、その方法などをもし工夫できるものであれば、雅楽の体験教室といったものを今後開催できないかなということを検討して、無形民俗文化財の継承・発展に教育委員会としても努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 私も、この前、図書館で行われました雅楽と舞を見てきましたし、サンシャインホールでも演奏会が開かれました。静かなところで聞くと、とても優雅な奥深い雅楽であります。もちろん毎年、和宮例祭のときでも出演していただき、いろんなところで頑張っ

ておみえです。毎週木曜日には巢南公民館や宮田公民館で練習をされています。本当に歴史的に無形文化財というのは非常に少ない瑞穂市ではありますが、この雅楽五音社と美江寺のほうの無形の文化財、これは本当にやらなくなったら絶えるということになってしまいますので、どうかバックアップをしていただいて、それでこの団体がしっかり運営できるような形をつくっていただきたいと思います。

この文化財についての質問は、これで終わらせていただきます。

続きまして、介護予防事業に関してお伺いいたします。

前にも何回かお聞きしている介護予防事業でございます。高齢者の健康や医療費削減、これは大切な事業だと思っております。30年度に行った事業と、この事業の成果というのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの北倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

30年度の介護予防事業の内容と、その利用状況につきましてでございます。

まず、介護保険の要支援の認定者等々を対象といたします通所型の予防教室、サービスAというふうに言いますが、これにつきましては週1回の教室を7単位開催しておりまして、2月までの利用状況については、延べ619人というふうになっております。

また、65歳以上の高齢者の全般向けの、いわゆる一般的な介護予防教室というところがございますが、これについては通所、同じく通いのところございまして、3教室で延べ10カ所。これについては隔月の1回から、また週1回まで幅があるんでございますが、これについては利用状況について、12月までで延べ2,443人。恐らく今年度分、2月末、3月まで合わせますと約2,800人ほどとなるのではないかとこのように考えております。

また、このほか住民主体の活動といたしまして、地域包括支援センターの養成講座から始まりましたみずほいきいきサポーターさんによりますくつろぎカフェ、これは古橋の北公民館、駅西会館、本田コミュニティセンター、牛牧南部コミュニティセンター、つどいの泉等々で行われておりまして、これについては月1回というふうに聞いておりますが、こちらのほうの活動もあり、また市内の自主的な体操クラブの活動が行われておるやに聞いております。こちらの自主的な運営のほうにつきましては、参加者数等の正確な把握ができておりませんので御了承いただきたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） かなりたくさん事業をやっておみえになられますし、参加人数も大変多いかと思っております。

私が成果というところを聞いたかったのは、参加者の人数ではなく、健康になっていったん

だとか、そういうところをちょっと聞きたかったんですが、お答えしていただけますでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問の中で成果というところがございますが、人数ではなくてというところがございますが、実は直接的な成果というか、すぐに顕著にあらわれているというところについてはなかなか把握ができていないのが状況でございます。

しかしながら、先ほど今議会でいろいろお答えをしておりますように、高齢者の生き生きプランといいます、介護保険計画、あるいは老人福祉計画というものの改定時期に当たっておりますので、その改定に伴いまして、そういった数値的なところも把握していきたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） それでは、今言われた30年度の成果、事業がありましたが、31年度はどのようなことの活動をされるかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 31年度でございますが、基本的にはただいま申し上げましたというか、30年度と同様に要支援者の認定者の対象の方の教室と、それから一般の高齢者の方への教室というふうに、基本的には同じような構成と内容で進めていく予定でございます。

しかしながら、参加者の増というか、少なくとも参加者の増というのを考えなければいけないところもございますので、皆様方への周知については工夫をしたり、また昨日の答弁にもお話をいたしました、健康ポイントの活用といったようなところも考えていきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） もちろん高齢者が健康になるために活動をするということが大切な分野であるんですが、結局、活動場所へ行く交通手段がなかなかないと。遠くへ行って集まってやるというのがなかなか難しいということで、徒歩か自転車で行ける地元の公民館、ここへ集まっていくのが重要じゃないかと私は思っておりますが、このサロンでのこういう活動というのはどのぐらい今あるかということを知りたいんですが、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまのお話の中で、サロン等々の活動でございますが、一部休止をされたり、再開をされたりしておられますので正確な数はあれでございますが、市内で約30カ所というふうに聞いております。こういった情報につきましては、社会福祉協議会さ

んの発行されておりますシルバー便利帳というものが毎年度発行されておりますので、そちら等々もあわせて御参照いただければ幸いかと存じます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 人生100歳という時代になってきてまして、テレビ等の情報番組で健康をテーマにした番組がふえてきました。健康志向が進むことによってウォーキングをする人がかなりふえてきたと見えます。

片や、ジムも今いろんなところでどんどん開設されて、ジムに通ってみえる人もふえています。高齢になる前に自分の体をつくり直すことで、健康な老後を過ごすということができるといふふうでジムはどんどんやっています。私もその中で週に一、二回、ジムに通っており、ジムに通っておる割にはダイエットしておらんのではないかと見られますが、本当にダイエットにはなかなか効いてきませんが、上半身、下半身の力は何歳でもつきます。転倒防止にもなりますので、私のようにひとり住まいは、もう自分が健康でないことにはもう誰も見てくれないということで、これから90になるまで頑張っていきたいと思っております。

健康を本当に維持するには最低1週間に一、二回の運動が大切ということで前もお伝えしましたが、今やってみえる事業というのはどちらかというと短期的なものであって、通年を通してできるというものをやっていっていただきたいと。それで成功しているところも結構あります。そういう状況も踏まえていただきたいということと、それから、私も今度、もとす広域のほうへ行きまして、本巢市や北方の事業も見てまいりました。やはり、なかなかそのような例があるわけではなかったんですが、きょう森議員さんが言われましたように、やはり自分から変えていくという、どこにもないからやらないじゃなしに、やっぱり瑞穂市独自の健康のものがあるんだというのをつくっていただけたというために、執行部の方も動いていただきたいと思えますし、それに関して議員のほうも協力できる場所があれば一緒にやっていければいいと思えますので、瑞穂市独自の健康をつくっていただきたいと、そう思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、3つ目の防災についての質問であります。

先ほども言いましたが、若園正博議員の質問にあった西小学校区活動の件もちょっと重なりますが、質問をさせていただきます。

巢南町役場時代から活躍され、市民に愛されながら今月で定年退職される椛浦部長に、この今回の質問をさせていただきます。この前行われました避難所確認訓練についての質問であります。

2月10日に西小学校区で避難所確認訓練を西小学校と巢南中学校、2カ所に分かれて行いました。各地区から大勢の市民の方が避難所まで、通路を確認しながら避難所に着き、いろいろ

な訓練を行いました。訓練中にふと思ったことは、私のところの宮田にも2つのアパートがあるんです。アパートというのは自治会に加入してみえない。そのアパートの横をすり抜けたときに、この人たちはどうなるんだろうなということを思ったんです。ちょうど、そのアパートの大家さんも隣に見えたので、どうなっておるんだろうと聞いたら、わからんと。

昔のアパートというのは、大家さんが見えて、どこに誰々がおってというシステムでしたが、今のアパートというのはもう管理専門のところにも全部預けますので、その大家さんもどこに誰が住んでおるかわからんと言われた。ということは、何かあったときに、この人らは完全に取残されちゃうんじゃないかということをもふと思って、こういう自治会に加入してみえないアパートの方というのはどのように対策をされているかお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 北倉議員の防災についての御質問でございますけれども、市から災害発生のおそれがある場合の情報提供として、防災行政無線、防災ラジオ、市民メールなどを活用して災害等の情報などを随時発信しているところでございます。

市民メールにつきましては、平成30年度よりみずほ防災メールをリニューアルして、各カテゴリーごとに情報発信を行えるように変更し、防災、安全については、気象情報、防災情報、地域安全情報や行方不明者情報などを登録者へメールして送信します。このメール発信については、広報紙などを通じて啓発活動を行っています。

また、転入者については、自治会への加入を呼びかけるとともに、転入手続時に瑞穂市ハザードマップを配付し、瑞穂市内の災害に対する危険度や避難所の周知を行っているところでございます。

災害時、避難所運営が必要になった場合、自治会にかかわる方々が中心になり運営することを目指して訓練を実施していることから、議員が御心配されるように、自治会に未加入の方については自治会内における活動や情報が行き届かないこともあり、災害時に混乱する場合も予想されます。議員御指摘のとおり、避難所確認訓練等の防災訓練は、自治会や校区連合会での主導で実施されていますので、自治会未加入の方への案内はされていないところもあるのが問題であると考えます。

集合住宅やアパート等への参加の呼びかけは、アパート等の経営者の協力やチラシの配付等、積極的に行っている自治会もございますが、来年度から各種訓練の企画の段階で自治会へ未加入であっても案内が配付されるような方法を、自治会や校区連合会で協議してまいります。

訓練参加者にも誘い合わせ参加していただくことが、自治会加入のきっかけにもつながると思います。以上、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） アパートの皆さんも、うまく避難されるような形はつくっていただきたいと思っております。その中には、朝日大学の生徒の問題もあると思いますが、朝日大学は大学のほうでまた面倒見てもらえるのかなと思っております。

昨年、朝日大学との意見交換会がありまして、そのときに学生さんから、災害時のときのアプリをつくってはどうかという発案がありました。申しわけないですけど、僕もアプリとはどういうものかというのが余りわからないので詳しく言えないんですが、また2月の市民との意見交換会でも、災害時のときに高齢者や障害者の方への対応はどのようにしていったらいいかというのが問題になったわけです。

ふと新聞を見ましたら、大垣市で、これは認知症のことなんですが、認知症不明者アプリ探索という事業が始まったということで、市と介護事業者と協定して県内自治体では初めての試みだということでもあります。このようなアプリというのは、本当に申しわけない、わからないのでどんな事業になるかわかりませんし、これは認知症と災害では対策も違ってくるのでなかなか難しいことではないかなと思っておりますが、そのようなことはどのようなふうでお考えか教えていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 防災アプリの御提案は、実は鳥居議員を通じて朝日大学の学生の方から私どものほうへ御相談といたしますか、ございまして、その折にもお答えをさせていただいておりますが、アプリの開発については民間が行うものでございまして、そちらのものが有効であれば、それを活用するという御返答をいただいた折にお話しさせていただいたのは、当市では個々への連絡のツールといたしまして、防災ラジオ、市民メールなどがあります。個々に登録や購入する必要がありますが、防災情報や伝達体制を構築しています。そのほかに通信会社やテレビ等のメディアを通してニュース、防災情報を取得する手段もあり、当市を含む全国の防災情報を取得することが可能であります。

大切なのは、その情報をもとに高齢者や障害者等をいかに支えるかの地域の仕組みと考えています。災害時の自助・共助・公助を推進するために、高齢者・障害者等を避難行動要支援者として自治会を中心として名簿を作成していただき、地域での支え合いとして共助の支援をお願いしております。支援を必要とする方々を地域の中でどう支えるかは、災害時に限らずふだんの生活の中でも大切なことですので、福祉部とも連携をしながら進めていきたいと考えています。

最後になりますが、幸いにして瑞穂市は平成の時代に大きな災害に見舞われずに済みそうです。しかし、ほかの地域では多くの命が失われ、災害以前の生活を一瞬にしてなくされた方がたくさん見えます。大変心の痛む思いです。

しかし、災害は他人事ではありません。あすの我が事かもしれません。そして、大災害は忘れかけていた地域コミュニティ、地域のつながりの重要性をもう一度クローズアップさせる機会ともなりました。多くの方が、いつ起こるかわからない災害に対しての危機感は大変高く、我が事に置きかえて考えることは容易です。瑞穂市民も防災への意識や、防災においても土台となるのは地域コミュニティの力であることについての理解も大変高いと感じております。

しかし、今後の地域課題は防災だけではありません。間違いなくじりじりと忍び寄ってくる少子・高齢化もその一つです。

市内では、地域の状況はさまざまではありますが、どの地域にいても、それぞれの地域課題があります。そして、それらの地域課題を防災を考えると同じように、どれだけ我が事と置きかえて向き合うことができるかが今後の瑞穂市のあり方を左右すると思います。

瑞穂市まちづくり基本条例は、瑞穂市のまちづくりの基本理念を定めたものです。市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的としています。そして、この条例において、協働は地域、または社会の課題の解決を図るために、市民が相互に、または市民・市議会及び市の執行機関がともにお互いの立場を尊重し、かつ信頼し、協力して取り組むこととされています。地域課題に対して、市民も議会も行政も、我が事と捉え、同じ目的を目指して力を合わせていく必要があります。

そのために必要なことは何でしょうか。まずは、市民と行政が近い距離で話し合える関係が必要だと思います。関係をつくるには、対話をする場をつくる必要があります。お互いを出し合い、地域課題を市民も行政も一緒になって我が事として考えれば、次第に同志となれるのではないのでしょうか。実は、この過程が一番重要だと考えます。職員は、もっともっと市民の声を聞き、もっと市民に寄り添ってほしいと願い、きずな会議、プロジェクトチームと話し合いの機会をつくることを進めています。もっと多くの市民の方が市民協働にかかわっていただきたいと思います。多様な主体がかかわることで、複雑化する地域課題にも立ち向かえる地域をつくることができると思います。

地域共生社会というキーワードがありますが、これは制度や分野、支え手、受け手という関係を超えて、地域の多様な主体が我が事として参画し、人と資源が分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがいを地域とともにつくっていく社会のことです。まさに瑞穂市がまちづくり基本条例で目指している市民協働の実現によりつくろうとしている地域社会のことだと思います。市民と議会と行政は協働のパートナーです。議員の皆様におかれましては、市民の代表として市民の声をよくお聞きいただき、真の地域課題を見定め、その課題を地域が解決するため、また市民のための地域共生社会をつくるため、今後もますます市民協働の推進にお力添えをいただきたいと思います。

総務部長、巢南庁舎管理部長とともに、この3月議会を最後に退職することとなりますが、

市民憲章の具現化のために微力ながら頑張ってきましたが、その間、議員の皆様には多くの試練と勉強の機会をいただき、ありがとうございました。

また、平成最後となります市議会の一般質問最後の執行部答弁に登壇の機会をいただいたことにお礼申し上げ、北倉議員への答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） とても熱い、ずうっと防災にかかわって長いことやっていた相浦部長の話で、大変よかったと思います。

本当に、今後大きな被害が何十年と起こっていない瑞穂市。市民の皆さんに、災害のときの大切さを皆さんに伝えることをお願いしたいと思います。

非常に熱い意見を聞いたときに1つあれなんです、3月11日2時46分、各地で東日本大震災追悼のアナウンスを広報で聞きました。私は神戸町の広報を自宅で聞きました。そのとき、瑞穂市からは何もなかった。これは非常に寂しかったなと思っております。これは通告がございませんので、自分の意見として言わせていただきます。

今、相浦部長が熱いお言葉をかけていただきましたが、済みません、時間が少しありまして、今月定年退職される広瀬総務部長と松野巢南庁舎管理部長、通告はございませんが、お言葉ももらえたらありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

[「通告にない」の声あり]

○3番（北倉利治君） なければいいです。

では、以上で質問のほうを終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで3番の北倉利治君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。大変御苦勞さまでございました。

また、傍聴の方、最後までありがとうございました。

散会 午後4時46分

